証券コード:8058

平成26年度定時株主総会招集ご通知



三菱商事



平成26年度定時株主総会を6月19日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
株主総会の議案、及び平成26年度の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

平成27年5月

代表取締役 社長

小林 健

目　次

平成26年度定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類（議案の内容） 2

事業報告 22

連結計算書類 44

計算書類 48

監査報告書 51

議決権の行使についてのご案内 55

企業理念『三綱領』 57

会社情報 57

株主総会 会場ご案内図 裏表紙

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に関して、修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社のホームページに掲載いたします。
◎本書類には、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査の対象とした事業報告、連結計算書類及び計算書類（（ご参考）を除く）のうち、以下の事項を除き記載しています。
なお、以下の事項については、法令及び定款第16条に基づき、当社のホームページに掲載しています。

〔事業報告〕内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）、
会計監査人に関する事項、
新株予約権の状況

〔連結計算書類〕セグメント情報（ご参考）、
連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）、注記

〔計算書類〕注記

《三菱商事ホームページ》http://www.mitsubishicorp.com/

（注）事業報告における「三菱商事グループ」は、会社法施行規則第120条第2項における「企業集団」を表しています。

株 主 各 位

[証券コード 8058]
平成27年5月28日

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
三菱商事株式会社
代表取締役 社長 小 林　健

平成26年度定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成26年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。　敬具

記

1. 日時

平成27年6月19日（金曜日）　午前10時

2. 場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「コンベンションホール」
（裏表紙の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください）

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役14名選任の件
第4号議案　監査役1名選任の件
第5号議案　取締役賞与支給の件

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、いずれの場合も、平成27年6月18日（木曜日）の午後5時30分までに到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申し上げます（55ページに記載の「議決権の行使についてのご案内」を併せてご覧ください）。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

以上

株主総会参考書類（議案の内容）

第１号議案　剰余金の処分の件

平成 26 年度の剰余金の処分につきましては、以下に記載のとおりといたしたいと存じます。

『経営戦略 2015』で掲げた 2020 年頃の成長イメージの実現に向けて、内部留保を成長性の高い分野への戦略投資に活用し、持続的な成長・企業価値の最大化を図ることを基本方針とし、期末配当につきましては、連結業績等を勘案して、１株につき 30 円といたしたいと存じます。これにより、創立 60 周年の記念配当 10 円を含む中間配当 40 円を合わせた当年度の配当は、１株につき 70 円となります。

1. 期末配当に関する事項
   (1) 配当財産の種類
   金銭
   (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株当たり　30 円
   総額　48,613,371,120 円
   (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
   平成 27 年６月 22 日

2. その他の剰余金の処分に関する事項
   (1) 増加する剰余金の項目及びその額
   別途積立金　132,000,000,000 円
   (2) 減少する剰余金の項目及びその額
   繰越利益剰余金　132,000,000,000 円

《ご参考》株主還元方針

『経営戦略 2015』においては、事業環境の変化に関わらず一定の配当を行うべく、１株当たり年間 50 円の安定配当に加え、連結純利益 3,500 億円を超える利益部分に対し、連結配当性向として少なくとも 30%の株主還元を行う方針としています。なお、当年度の配当（記念配当を除く）における、3,500 億円を超える利益部分に対する連結配当性向は、32%となります。

(注)『経営戦略 2015』については、
32 ページをご参照ください。

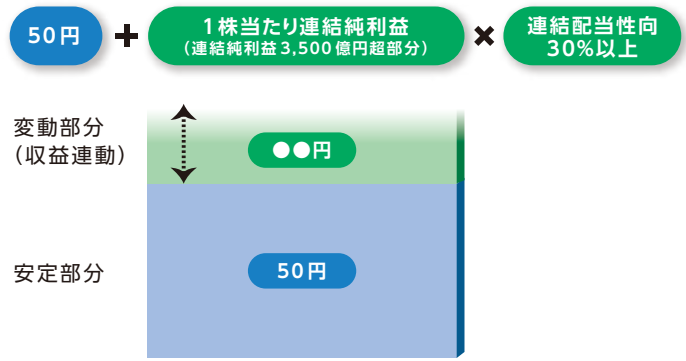

(注) 期末配当は、各年度の定時株主総会に付議の上、確定します。

第２号議案　定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

（1）収益モデル・事業形態の多様化といった会社のかたちの変化に合わせた事業目的とするため、現行定款第２条（目的）に第１項を新設するとともに、同条第２項として現行の事業目的を整理・統合するほか、配列の見直しを行うものです。

（2）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い責任限定契約を締結できる会社役員の範囲を業務執行取締役等ではない取締役・監査役にするとともに、責任限定契約に基づく責任限度額を法令に定める額にするため、現行定款第25条（取締役の責任軽減）及び第32条（監査役の責任軽減）の一部を変更するものです。なお、定款第25条の変更に関する議案を本株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

定款第２条、第25条及び第32条の変更の内容（下線部）は、次のとおりです。なお、第２条につきましては、事業目的の追加、変更、削除、統合及び配列の見直しを行う箇所を下線で示しています。

現 行 定 款	変 更 案
（目　的） 第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （新　設） １．次の物品の売買及び貿易業 イ．石炭、石油、ガスその他燃料類及びこれらの製品 ロ．鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱産物 ハ．機械・器具（計量器・医療用具を含む）、車両、船舶、航空機及びこれらの部品 ニ．食糧、酒類その他飲料、油糧、油脂、樹脂、たばこ、塩及びその他の農産・水産・林産・畜産・天産物並びにこれらの製品 ホ．肥料、飼料及びこれらの原料	（目　的） 第２条　本会社は、エネルギー・金属・機械・化学品・食料・消費財・インフラ・不動産など広範な分野において、本会社又は本会社が株式若しくは持分を所有する他の会社を通じ、商品・資源の売買、生産、製造、開発のほか、金融・物流事業、新規事業開発、各種サービスの提供など、多角的な事業を行う。 前項の事業には、次の事業を含むものとする。 １．石炭、石油、ガス（高圧ガスを含む）その他の燃料類及びこれらの製品に関する事業 ２．鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱産物に関する事業 ３．機械・器具（計量器・医療機器を含む）、車両、船舶、航空機及びこれらの部品に関する事業 ４．化学製品、化粧品、薬品類（医薬品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む）、肥料及びこれらの原料に関する事業

現 行 定 款	変 更 案
ヘ. 繊維品及びその原料 ト. 木材、木製品及びセメント・ガラスその他窯業製品 チ. 化学製品、化粧品、高圧ガス及び薬品類（医薬品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む）並びにこれらの原料 リ. ゴム類、皮革、パルプ、紙類及びこれらの製品並びに装身具及び一般雑貨類 2. 前号物品の開発、探鉱、生産、製造・加工、廃棄・再生処理業及び林業並びにこれらの請負業 3. 機械・器具、車両、船舶、航空機及びこれらの部品の修理、据付工事請負、賃貸借及び管理業 4. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画開発、保守及び販売業 5. 温室効果ガス排出権の売買 6. 各種情報の収集、処理及び提供に関する事業 7. 電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業 8. 医療施設、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の経営及び旅行業 9. 各種イベントの企画及び運営に関する事業 10. 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計及び監理業 11. 不動産の売買、賃貸借及び管理業 12. 発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業 13. 上下水の処理及び各種水供給に関する事業 14. 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け及び外国為替の売買等の金融業 15. 商品投資販売業及び商品投資顧問業	5. 食糧、酒類その他の飲料、油糧、油脂、樹脂、塩、農産・水産・林産・畜産・天産物、飼料、産業用資材、消費財及びこれらの製品・原料に関する事業 6. 前各号の事業に関する商品その他の商品に関する売買、貿易、開発、探鉱、生産及び製造・加工業 7. 発電事業及び電気、蒸気その他のエネルギーの供給に関する事業 8. 上下水の処理及び各種水供給に関する事業 9. 不動産業 10. 建設業並びに建設コンサルタント、測量及び設計業 11. 医療施設、商業施設（宿泊施設、劇場を含む）及び飲食店の経営 12. リース業 13. 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け、外国為替の売買等の金融業 14. 商品投資販売業及び商品投資顧問業 15. 損害保険業、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 16. 陸運業、海運業、航空運送業及び貨物利用運送事業 17. 倉庫業 18. IT・情報に関する事業 19. 電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業 20. 労働者派遣事業 21. 旅行業 22. 廃棄・再生処理業及び古物売買業 23. 企画、コンサルティング業 24. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業 25. 前各号に関連する一切の事業

現行定款	変更案
16. 労働者派遣事業 17. 古物売買業 18. 倉庫業 19. 陸運業、海運業、航空運送業及び運送取扱業 20. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業 21. 損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 22. 前各号に係るコンサルティング業 23. 前各号に関連する一切の事業	
(取締役の責任軽減) 第25条　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 本会社は、社外取締役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。	(取締役の責任軽減) 第25条　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、法令に定める額を限度として、当該取締役の責任を限定する契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。
(監査役の責任軽減) 第32条　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。 本会社は、社外監査役との間に、その責任について、1,000万円以上であらかじめ定める額又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。	(監査役の責任軽減) 第32条　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。 本会社は、監査役との間で、法令に定める額を限度として、監査役の責任を限定する契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう）を締結することができる。

第３号議案　取締役１４名選任の件

取締役１４名全員は、本総会終結と同時に任期満了となります。

つきましては、取締役１４名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者１４名のうち、５名が社外取締役候補者ですが、いずれの候補者も、

（株）東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び三菱商事が定める社外取締役選任基準を満たしています。

（社外取締役選任基準及び社外取締役候補者の詳細は、11～14ページをご参照ください）

① 小島 順彦（こじま よりひこ）〈昭和16年10月15日生〉



再　任

《当社株式所有数》
288,238株

《略歴及び地位・担当》

昭和40年５月　三菱商事入社
平成７年６月　取締役　社長室会事務局部長
平成８年２月　取締役　業務担当取締役
平成９年４月　常務取締役　職能担当役員
平成10年４月　常務取締役　職能総括担当役員（部門A）
平成11年４月　常務取締役　業務・開発総括
平成12年４月　常務取締役　新機能事業グループCEO
平成13年４月　取締役副社長　新機能事業グループCEO
平成13年６月　取締役　副社長執行役員　新機能事業グループCEO
平成16年４月　取締役社長
平成22年６月　取締役会長［現職］

《重要な兼職の状況》

武田薬品工業（株）社外取締役
三菱重工業（株）社外取締役

●取締役候補者とした理由等

入社以来、主に機械関連事業に従事し、職能総括担当役員、業務・開発総括、新機能事業グループCEO等を経て、平成16年から平成22年まで社長、また、平成22年から取締役会長として取締役会の議長を務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

② 小林　健（こばやし けん）〈昭和24年2月14日生〉



再　任

《当社株式所有数》
110,127株

《略歴及び地位・担当》
昭和46年7月　三菱商事入社
平成15年4月　執行役員　シンガポール支店長
平成16年6月　執行役員　プラントプロジェクト本部長
平成18年4月　執行役員　船舶・交通・宇宙航空事業本部長
平成19年4月　常務執行役員　新産業金融事業グループCEO
平成19年6月　取締役　常務執行役員　新産業金融事業グループCEO
平成20年6月　常務執行役員　新産業金融事業グループCEO
平成22年4月　副社長執行役員　社長補佐
平成22年6月　取締役　社長［現職］

《重要な兼職の状況》
日清食品ホールディングス（株）
社外取締役

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主に機械関連事業に従事し、シンガポール支店長、プラントプロジェクト本部長、船舶・交通・宇宙航空事業本部長、新産業金融事業グループCEO等を経て、平成22年から業務執行の最高責任者である社長を務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

③ 中原 秀人（なかはら ひでと）〈昭和25年11月17日生〉



再　任

《当社株式所有数》
46,173株

《略歴及び地位・担当》
昭和48年4月　三菱商事入社
平成16年4月　執行役員　欧州支社長、欧州三菱商事会社社長、英国三菱商事会社社長
平成18年4月　執行役員　中国総代表、三菱商事（中国）有限公司社長
平成19年4月　常務執行役員　中国総代表、三菱商事（中国）有限公司社長
平成21年6月　取締役　常務執行役員　コーポレート担当役員（地域戦略）、地域開発管掌
平成23年4月　取締役　副社長執行役員　コーポレート担当役員（企画・業務）
平成26年4月　取締役　副社長執行役員　コーポレート担当役員（企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括）［現職］

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主に金属関連事業に従事し、欧州・中国の地域統括等を経て、現在では副社長執行役員 コーポレート担当役員（企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括）を務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及び地域経営・管理業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

④ 柳井　準（やない じゅん）〈昭和25年7月5日生〉



再　任

《当社株式所有数》
48,721株

《略歴及び地位・担当》
昭和48年 4 月　三菱商事入社
平成16年 4 月　執行役員　エネルギー事業グループCEO補佐
平成17年 4 月　執行役員　石油事業本部長
平成20年 4 月　常務執行役員　エネルギー事業グループCOO
平成23年 4 月　常務執行役員　エネルギー事業グループCEO
平成25年 4 月　副社長執行役員　エネルギー事業グループCEO
平成25年 6 月　取締役　副社長執行役員　エネルギー事業グループCEO
平成26年 4 月　取締役　副社長執行役員　エネルギー事業グループCEO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー［現職］

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主にエネルギー関連事業に従事し、石油事業本部長、エネルギー事業グループCOO等を経て、現在では副社長執行役員 エネルギー事業グループCEOを務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及びグローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

⑤ 衣川　潤（きぬかわ じゅん）〈昭和26年4月7日生〉



再　任

《当社株式所有数》
42,354株

《略歴及び地位・担当》
昭和50年 4 月　三菱商事入社
平成17年 4 月　執行役員　鉄鋼原料本部長
平成20年 4 月　常務執行役員　金属グループCOO、鉄鋼原料本部長
平成21年 4 月　常務執行役員　金属グループCEO
平成25年 4 月　副社長執行役員　金属グループCEO
平成25年 6 月　取締役　副社長執行役員　金属グループCEO［現職］

《重要な兼職の状況》
(株) 岡村製作所 社外取締役

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主に金属関連事業に従事し、鉄鋼原料本部長、金属グループCOO等を経て、現在では副社長執行役員 金属グループCEOを務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及びグローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

⑥ 宮内 孝久（みやうち たかひさ）〈昭和25年9月13日生〉



《略歴及び地位・担当》
昭和50年４月　三菱商事入社
平成17年４月　執行役員　化学品グループCEOオフィス室長
平成18年４月　執行役員　汎用化学品本部長
平成21年４月　常務執行役員　化学品グループCEO
平成25年４月　副社長執行役員　化学品グループCEO
平成25年６月　取締役　副社長執行役員　化学品グループCEO［現職］

再　任
《当社株式所有数》
51,907株

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主に化学品関連事業に従事し、汎用化学品本部長等を経て、現在では副社長執行役員 化学品グループCEOを務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及びグローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

⑦ 内野 州馬（うちの しゅうま）〈昭和29年6月29日生〉



《略歴及び地位・担当》
昭和53年４月　三菱商事入社
平成21年４月　執行役員（三菱自動車工業（株）常務執行役員）
平成22年７月　執行役員　主計部長
平成22年11月　執行役員　主計部長、コーポレート担当役員補佐
平成25年４月　常務執行役員　コーポレート担当役員（CFO）
平成25年６月　取締役　常務執行役員　コーポレート担当役員（CFO）［現職］

再　任
《当社株式所有数》
32,480株

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主に財務・会計関連業務に従事し、主計部長等を経て、現在では常務執行役員 コーポレート担当役員（CFO）を務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

⑧ 森　和之（もり かずゆき）〈昭和30年2月22日生〉



《略歴及び地位・担当》
昭和52年 4 月　三菱商事入社
平成22年 4 月　理事　天然ガス事業第一本部長
平成25年 4 月　常務執行役員　天然ガス事業本部長
平成26年 4 月　常務執行役員　国内統括、関西支社長
平成26年 6 月　取締役　常務執行役員　国内統括、関西支社長［現職］

再　任

《当社株式所有数》
25,113株

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主にエネルギー関連事業に従事し、天然ガス事業本部長等を経て、現在では常務執行役員 国内統括 関西支社長を務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及び地域経営・管理業務に関する知見を有し、また、関西支社長は大規模災害時等の代替本部機能を担うことから、引き続き取締役候補者としました。

⑨ 廣田 康人（ひろた やすひと）〈昭和31年11月5日生〉



《略歴及び地位・担当》
昭和55年 4 月　三菱商事入社
平成22年 4 月　執行役員　総務部長
平成23年 4 月　執行役員　コーポレート担当役員補佐、総務部長
平成26年 4 月　常務執行役員
　　コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）
平成26年 6 月　取締役　常務執行役員
　　コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）［現職］

再　任

《当社株式所有数》
27,067株

●取締役候補者とした理由等
入社以来、主に総務・人事・広報関連業務に従事し、総務部長等を経て、現在では常務執行役員 コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）を務めており、三菱商事における豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

[社外取締役選任基準]

社外取締役の機能の明確化・強化を図るため、独立役員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会で審議の上、取締役会にて「社外取締役選任基準」を次のとおり制定しています。

1. 社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。

2. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性(注)確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外取締役として選任しない。

3. 広範な事業領域を有する三菱商事として、企業経営者を社外取締役とする場合、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には、取締役会での手続において適正に対処するとともに、複数の社外取締役を置き、多様な視点を確保することにより対応する。

(注) 社外役員選任基準に関する独立性の考え方

(株) 東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下①～⑦の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

①当社の大株主 (直接・間接に10%以上の議決権を保有する者) またはその業務執行者 (※1)
②当社の定める基準を超える借入先 (※2) の業務執行者
③当社の定める基準を超える取引先 (※3) の業務執行者
④当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
⑤当社の会計監査人の代表社員または社員
⑥当社より、一定額を超える寄附 (※4) を受けた団体に属する者
⑦当社の社外役員としての任期が8年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結収益の2%を超える取引先をいう。
※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり2,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記①～⑦のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

⑩ 佃　和夫（つくだ かずお）〈昭和18年9月1日生〉

独立役員



再　任

《当社株式所有数》
3,000株
《取締役在任年数》
7年（本総会終結時）
《取締役会への出席状況》

	開催	出席
定　例	12回	10回
臨　時	2回	2回

（平成26年度）

《略歴及び地位・担当》
昭和43年4月　三菱重工業（株）入社
平成11年6月　同社取締役
平成14年4月　同社常務取締役
平成15年6月　同社取締役社長
平成20年4月　同社取締役会長
平成25年4月　同社取締役相談役
平成25年6月　同社相談役［現職］
平成20年6月　三菱商事取締役［現職］

《重要な兼職の状況》
三菱重工業（株）相談役
（株）三菱総合研究所 社外取締役
（株）山口フィナンシャルグループ 社外監査役
京阪電気鉄道（株）社外取締役

●社外取締役候補者とした理由等
三菱重工業（株）の取締役社長・取締役会長を務め、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識をもとに、実践的な視点から、三菱商事の経営への助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

⑪ 加藤 良三（かとう りょうぞう）〈昭和16年9月13日生〉

独立役員



再　任

《当社株式所有数》
11,369株
《取締役在任年数》
6年（本総会終結時）
《取締役会への出席状況》

	開催	出席
定　例	12回	12回
臨　時	2回	2回

（平成26年度）

《略歴及び地位・担当》
昭和40年4月　外務省入省
アジア局長、総合外交政策局長、外務審議官、
アメリカ合衆国駐箚特命全権大使を経て
平成20年6月　同省退官
平成20年8月　三菱商事特別顧問
平成21年6月　当社取締役［現職］

●社外取締役候補者とした理由等
外務省において要職を歴任し、外交を通じて培った国際感覚や世界情勢等に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、三菱商事の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

⑫ 今野 秀洋（こんの ひでひろ）〈昭和19年7月23日生〉

独立役員



再　任

《当社株式所有数》
12,545株
《取締役在任年数》
5年（本総会終結時）
《取締役会への出席状況》

	開催	出席
定　例	12回	12回
臨　時	2回	2回

（平成26年度）

《略歴及び地位・担当》
昭和43年4月　通商産業省（現 経済産業省）入省
　　商務流通審議官、貿易局長、通商政策局長、経済産業審議官を経て
平成14年7月　同省退官
平成15年2月　独立行政法人 日本貿易保険 理事長（平成21年7月退任）
平成22年1月　三菱商事特別顧問
平成22年6月　当社取締役［現職］

●社外取締役候補者とした理由等
経済産業省や独立行政法人 日本貿易保険において要職を歴任し、国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、三菱商事の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

⑬ 橘・フクシマ・咲江（たちばな ふくしま さきえ）〈昭和24年9月10日生〉

独立役員



再　任

《当社株式所有数》
―― 株
《取締役在任年数》
2年（本総会終結時）
《取締役会への出席状況》

	開催	出席
定　例	12回	12回
臨　時	2回	2回

（平成26年度）

《略歴及び地位・担当》
昭和55年6月　ブラックストン・
　　インターナショナル（株）入社
昭和62年9月　ベイン・アンド・カンパニー（株）入社
平成3年8月　日本コーン・フェリー・
　　インターナショナル（株）入社
平成7年5月　コーン・フェリー・
　　インターナショナル米国本社取締役
　　（平成19年9月退任）
平成12年9月　日本コーン・フェリー・
　　インターナショナル（株）取締役社長
平成21年5月　同社取締役会長（平成22年7月退任）
平成22年8月　G&Sグローバル・アドバイザーズ（株）取締役社長［現職］
平成25年6月　三菱商事取締役［現職］

《重要な兼職の状況》
G&Sグローバル・アドバイザーズ（株）
　　取締役社長
味の素（株）社外取締役
（株）ブリヂストン 社外取締役
J. フロント リテイリング（株）
　　社外取締役

●社外取締役候補者とした理由等
長年にわたるコンサルティング業界での経験や、国内及び米国企業での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、三菱商事の経営への助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

⑭ 西山 昭彦（にしやま あきひこ）〈昭和28年1月4日生〉

独立役員



新　任

《当社株式所有数》
2,000株

《略歴》

昭和50年 4月　東京ガス（株）入社（平成27年3月退職）
平成13年 4月　法政大学大学院社会科学研究科客員教授（平成15年3月退職）
平成16年 4月　東京女学館大学国際教養学部教授
平成23年 4月　同大学評議員・国際教養学部教授（平成25年3月退職）
平成25年 4月　一橋大学特任教授［現職］

《重要な兼職の状況》
一橋大学特任教授

（注）同氏は、平成16年4月から平成27年3月まで、東京ガス（株）西山経営研究所長を務めていましたが、同期間における主たる職務は上記各大学の教授であり、同社の業務執行には関与していません。

●社外取締役候補者とした理由等
大学における企業経営・人材育成等に関する研究活動や、長年にわたる実業界での経験をもとに、客観的・専門的な視点から、三菱商事の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断し、社外取締役候補者としました。

※三菱商事は、佃 和夫、加藤 良三、今野 秀洋、橘・フクシマ・咲江の各氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。本議案をご承認いただいた場合、上記の各氏、西山 昭彦氏、及び社外監査役 辻山 栄子、石野 秀世、國廣 正の各氏との間で、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

第４号議案　監査役1名選任の件

監査役 野間 治氏は、本総会終結と同時に任期満了となります。
つきましては、監査役1名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりです。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。

木﨑　博（きざき ひろし）〈昭和34年2月2日生〉



新　任

《当社株式所有数》
7,029株

《略歴》
昭和56年４月　三菱商事入社
コーポレート担当役員補佐、
米国三菱商事会社コーポレートスタッフ部門担当SVP、
連結IT企画本部長を経て
平成26年４月　理事　地球環境・インフラ事業グループ管理部長
平成27年４月　理事　コーポレート部門付［現職］

●監査役候補者とした理由等
入社以来、主に財務・会計関連業務に従事し、地球環境・インフラ事業グループ管理部長を務めるなど、三菱商事における豊富な業務経験と、財務・会計等に関する知見を有していることから、監査役候補者としました。

第５号議案　取締役賞与支給の件

平成26年度の連結業績等を勘案して、同年度末における取締役９名（社外取締役を除く）に対し、取締役賞与として、総額２億5,000万円を支給いたしたいと存じます。
なお、社外取締役を除く取締役の報酬は、取締役報酬、加算報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬で構成されており、このうち、賞与につきましては、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。
（取締役及び監査役の報酬等の決定方針等については、20～21ページをご参照ください）

《ご参考》コーポレート・ガバナンスに対する取組み
～持続的成長を支える三菱商事のコーポレート・ガバナンス体制～

[基本方針]

『三綱領』(57ページ) を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心共に豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や社外役員・社外委員を過半数とする取締役会の諮問機関の設置により、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

《コーポレート・ガバナンス体制》(平成27年4月1日現在)

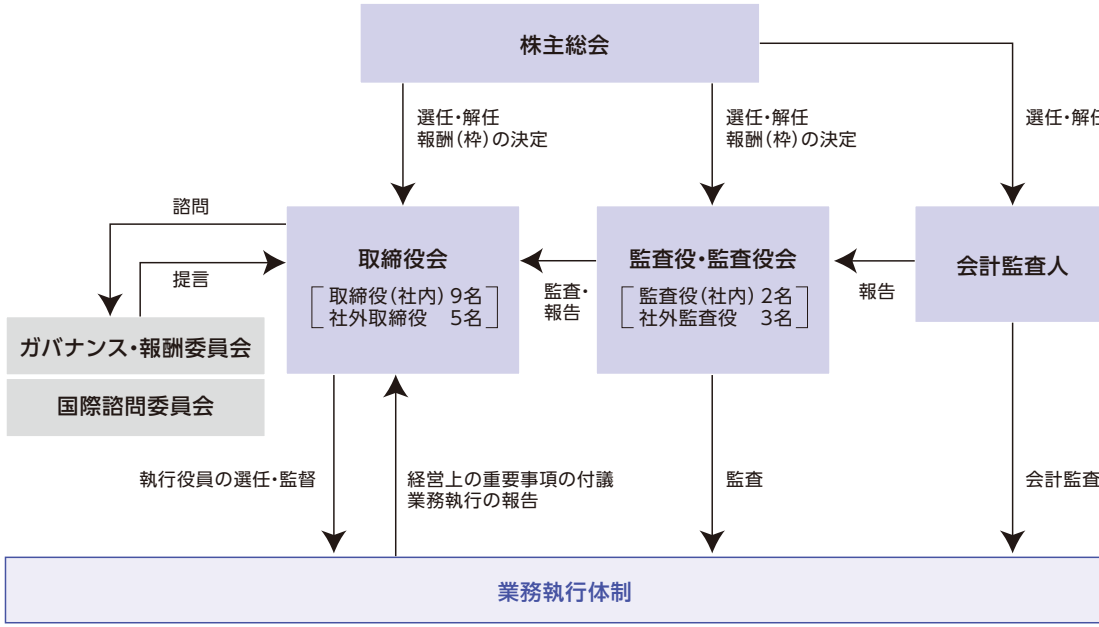

[取締役会]

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役（社内）の三菱商事における豊富な業務経験と、社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。現在、社外取締役５名を含む計14名で構成しており、社外監査役３名を含む監査役５名も出席しています。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

■取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

広範な分野で多角的な事業を行う総合商社の適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役（社内）として、取締役会議長を務める取締役会長、業務執行の最高責任者である社長のほか、全社経営を担う執行役員・コーポレートを担当する執行役員などの中から選任しています。また、社外取締役は、企業経営者などの実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任しています。

原則として、取締役の総数は15名程度とし、そのうち社外取締役が３分の1以上を占める構成としています。

■取締役候補者の選任手続

上記の方針を踏まえ、社長が取締役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

■取締役会での審議内容等

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に株式・持分や固定資産の取得・処分、融資・保証を伴う投融資案件については、信用リスク、市場リスク、事業投資リスクなど様々なリスクの類型別に金額基準（総資産の1%を上回らない金額で、リスクの性質に応じ個別に設定）を定め、この金額基準を超える案件については取締役会にて審議・決定しています。

なお、これらの取締役会決議事項を除く業務執行は、迅速化・効率化を図る観点から、取締役会が定める業務分担に従い執行役員に委ねることとし、業務執行の最高責任者として社長を、経営意思決定機関として社長室会（月２回程度開催）を置き業務を執行しています。

■内部統制に対する取組み

取締役会では、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、内部統制システムを構築し、毎年その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めています。具体的には、コンプライアンス体制の構築、財務報告等の情報開示の信頼性確保、計画的な経営を遂行するための合理的な組織編成・指揮命令系統の明確化、リスク管理体制の整備等を行っています。

※「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）」（会社法第362条第4項第6号）については、三菱商事ホームページ（http://www.mitsubishicorp.com/）に掲載しています。

[監査役会]

監査役会は、会社法等諸法令や定款・諸規程などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しています。監査役（社内）は三菱商事における豊富な業務経験に基づく視点から、社外監査役は中立的・客観的な視点から、それぞれ監査を行うことにより、経営の健全性を確保することとしています。現在、社外監査役３名を含む計５名で構成しています。

監査役会の構成と監査役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

■監査役会の構成・監査役候補者の選任方針

監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しています。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役（社内）として、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任しています。また、社外監査役として、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任しています。

原則として、監査役の総数は５名程度とし、そのうち社外監査役が過半数を占める構成としています。

■監査役候補者の選任手続

上記の方針を踏まえ、社長が常任監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

[取締役室・監査役室]

取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、取締役室及び監査役室を設置し、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。

社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付・説明、関連情報の提供などを行うほか、就任時オリエンテーション、毎年の事業投資先視察や経営陣幹部との対話など、三菱商事の業務内容を理解する機会を継続的に提供しています。また、経営監督機能の実効性を一層高めるため、ガバナンス・報酬委員会、社長業績評価委員会など、社外役員が過半数を占める会議を開催しており、社外役員同士の連携の深化も図っています。

[取締役会の諮問機関]

■ガバナンス・報酬委員会

2001年に設置して以降、年2回程度開催しています。独立役員が過半数を占める構成の下、コーポレート・ガバナンス関連の課題について継続的にレビューするとともに、役員報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など、役員報酬制度のあり方について審議し、その運用のモニタリングを行っています。

<主な討議テーマ>

- 取締役会及び監査役会の構成、取締役及び監査役の選任方針
- 経営者の要件及びその選任に関わる基本方針
- 役員報酬制度のあり方（報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など）
- 取締役会の運営に対する評価

なお、ガバナンス・報酬委員会の下部機関である社長業績評価委員会を設置し、社長の業績評価について審議しています。



<委員の構成（※は委員長）**>**（平成27年4月1日現在）

■社外委員（5名）伊藤 邦雄（社外取締役）
加藤 良三（社外取締役）
今野 秀洋（社外取締役）
橘・フクシマ・咲江（社外取締役）
國廣 正（社外監査役）

■社内委員（3名）小島 順彦※（取締役会長）
小林 健（社長）
鍋島 英幸（常任監査役）

■国際諮問委員会

2001年に設置して以降、毎年開催しています。世界各地を代表する財界・政界・学界の有識者及び独立役員が過半数を占める構成の下、グローバルなビジネスを展開する三菱商事の経営や戦略に関して、それぞれの専門分野に立脚した国際的な視点から提言・助言を行っています。

<主な討議テーマ>

- 世界情勢（政治・経済情勢及び地政学）に関する情報収集・分析
- 『経営戦略2015』の進捗状況
- 三菱商事の地域戦略
- 国際的な人材育成と組織運営



<委員の構成（※は委員長）**>**（平成27年4月1日現在）

■社外委員（9名）
エルミニオ・ブランコ・メンドーサ（元商務長官（メキシコ））
ジョセフ・S・ナイ
（ハーバード大学特別功労教授、オマーン国王国際関係学教授（米国））
ラタン・N・タタ（タタトラスツ会長（インド））
ジョージ・ヤオ（ケリー・ロジスティクス会長（シンガポール））
ハイメ・アウグスト・ゾーベル・デ・アヤラII
（アヤラコーポレーション会長CEO（フィリピン））
ジョン・ボンド卿（KKRアジア会長（英国））
ニアール・フィッツジェラルト・KBE（元ユニリーバ会長（アイルランド））
加藤 良三（社外取締役）
今野 秀洋（社外取締役）

■社内委員（4名）
小島 順彦※（取締役会長）
小林 健（社長）
槙原 稔（特別顧問）
佐々木 幹夫（相談役）

[取締役及び監査役の報酬等の決定方針等]

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針（16ページ）に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、役員報酬及び関連制度を定め、透明性の高い運用に努めています。その基本方針、報酬等の構成、決定方法については、次のとおりです。

■取締役の報酬等

1. 取締役（社内）

(1) 基本方針

取締役（社内）の報酬等については、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績や継続的な企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとした役員報酬制度を定めています。水準については、同業他社や本邦における同程度の規模の主要企業と比較を行い、業績に見合った水準を目安として設定しています。なお、執行役員を兼務する取締役については、執行役員としての役位等も取締役報酬額決定に際する要素の一つとして取り扱っています。

また、取締役（社内）の報酬等の決定方針、水準の妥当性及びその運用状況については、ガバナンス・報酬委員会で審議・モニタリングを行っています。

(2) 構成

取締役（社内）の報酬等は、取締役報酬、加算報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬で構成されており、それぞれの内容は21ページのとおりです。

2. 社外取締役

社外取締役の報酬等に関する基本方針及び報酬等の構成については、独立した立場から経営の監督機能を担う役割であることから、取締役報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

3. 決定方法

取締役報酬、加算報酬、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬については、平成21年度定時株主総会で、その報酬枠を年額16億円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給することとしています。

また、賞与は、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。

■監査役の報酬等

1. 基本方針及び構成

監査役の報酬等は、独立した立場から監査を行う役割であることから、監査役報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

2. 決定方法

平成18年度定時株主総会で、その報酬枠を月額15百万円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

《取締役（社内）の報酬等》

報酬等の種類	報酬等の内容	固定／変動（注1）	給付の形式	報酬枠内に含まれる報酬等（注2）
取締役報酬※	役位等に応じて決定した額を、毎月支給しています。	固定	現金	○
加算報酬※	執行役員を兼務する取締役に対しては、毎年、社長が、前年度の各役員の業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定の上、支給しています。そのうち、社長の業績評価は、ガバナンス・報酬委員会の下部機関であり、同委員会の委員長である会長、社外委員をメンバーとする社長業績評価委員会における審議を経て決定しています。	変動（単年度）	現金	○
賞与	前年度の連結業績等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を決定の上、支給しています。なお、賞与の支給は、企業価値の向上につながる利益水準を達成した場合に、この利益の一部を配分する方針としています。具体的には、当期純利益（当社の所有者に帰属するもの）が株主資本コストを上回る場合にのみ支給することとし、支給総額には上限を設けて運用しています。	変動（単年度）	現金	－（毎年株主総会決議を経て支給）
株式報酬型ストックオプション	株主の皆様との価値共有、中長期的な企業価値向上の観点から付与しています。ストックオプションは、原則、付与から2年間は行使できません。また、ストックオプション行使により取得した株式を含め、在任中は株式を保有することを基本方針とし、一定株数を超えるまでは売却を制限しています。	変動（中長期）	株式（新株予約権）	○
積立型退任時報酬	職務執行の対価として毎年一定額を積み立てており、役員の退任時に、累計額を算出し、支給額を取締役会で決定の上、支給しています。	固定	現金	○

※従来、「月例報酬」として表記していたものを、当年度より、その内容に応じて区別し表記しています。

（注1）支給額が固定である場合には「固定」、業績等に連動して変動する場合には「変動」と記載しています。また、前年度の連結業績や個人の業績評価等に対応する場合には「単年度」と付記しています。株式報酬型ストックオプションは、中長期インセンティブとの位置付けのため、「中長期」と付記しています。

（注2）平成21年度定時株主総会で決議した年額16億円の報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給している報酬等には「○」を表示しています。

《取締役（社内）の報酬等の支給割合イメージ》

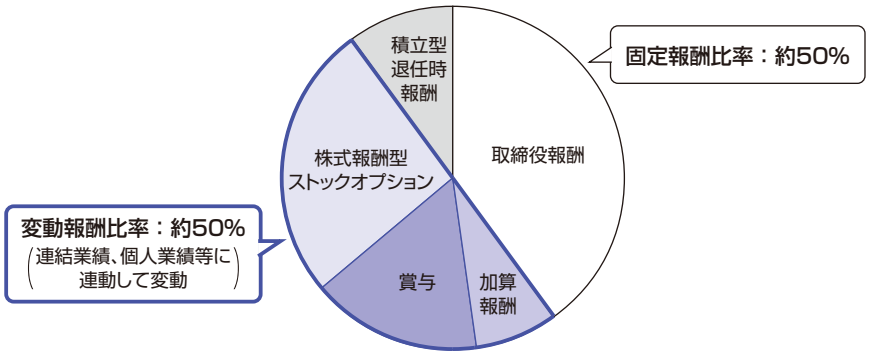

以上

事業報告 〈平成26年4月1日から平成27年3月31日まで〉

事業の概況

●三菱商事グループの事業概要等

事業内容

三菱商事グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しています。

連結業績

1. 概況

平成26年度の収益は、前年度からほぼ横ばいの7兆6,695億円となりました。
売上総利益は、前年度を239億円（2%）上回る1兆2,099億円となりました。
販売費及び一般管理費は、事業拡大（新規連結）の影響などにより、前年度から459億円（5%）負担増の9,988億円となりました。
持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益として、生活産業グループや地球環境・インフラ事業グループで過年度減損株式の振戻しにより942億円を計上しました。
その他の損益項目では、オセアニア、北米、欧州のガス・石油開発事業において減損損失を計上したことなどにより固定資産減損損失が増加した一方で、為替関連損益の改善や資源関連投資先（非鉄金属）からの受取配当金の増加などにより、その他の損益及び金融収益が増益となりました。
持分法による投資損益は、前年度を354億円（21%）上回る2,038億円となりました。
以上の結果、当期純利益は、前年度を392億円（11%）上回る4,006億円となりました。

（注）1. 平成26年度事業報告は、国際会計基準に基づき作成しています。
2. 事業報告における「当期純利益」（連結）は、「非支配持分を除く、当社の所有者に帰属する当期純利益」を表しています。

2. セグメント別の状況

《セグメント別当期純利益》

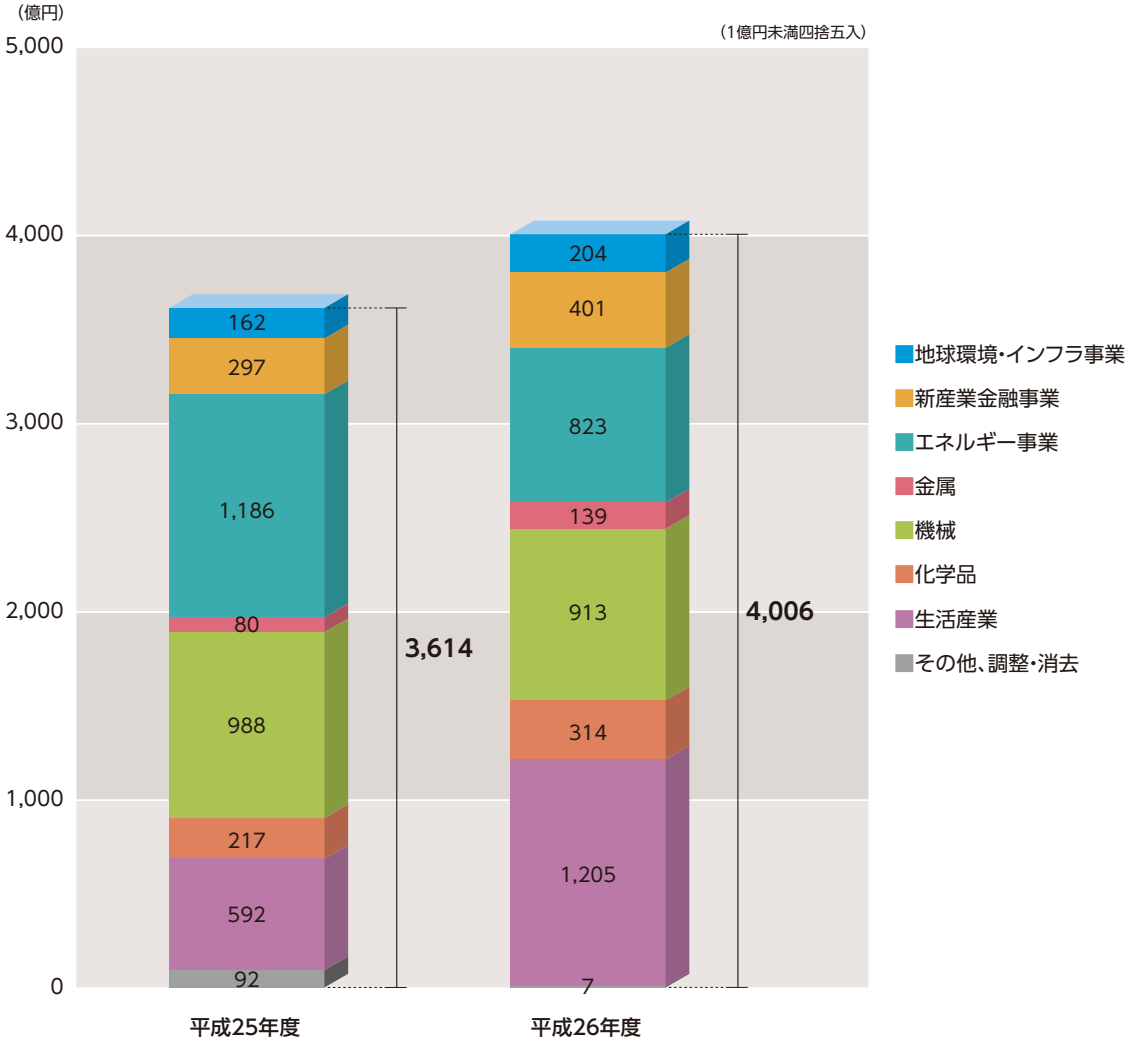

（注）「地球環境・インフラ事業」の数値は、地球環境・インフラ事業グループのインフラ関連事業を示しています。また、同グループの環境関連事業の数値は「その他、調整・消去」に含めています。なお、平成26年4月1日及び7月1日付けで、同グループに含まれる環境関連事業の一部をインフラ関連事業へ統合したことに伴い、関連するセグメントの平成25年度数値を組替再表示しています。

地球環境・インフラ事業グループ

地球環境・インフラ事業グループは、電力、水、交通や、その他産業基盤となるインフラ分野における事業及び関連する取引などを行っています。

●当期純利益の推移(単位：億円)

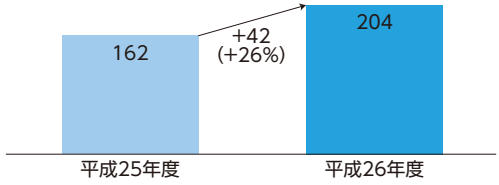

【主な変動要因】
〈増加〉
・アジア・米国発電事業及びFPSO傭船事業における利益の増加
（過年度減損株式の振戻し益の計上を含む）
〈減少〉
・油田開発・生産事業における債務保証損失引当金の計上

TOPICS

トルクメニスタン向け大型肥料プラントを受注

平成26年8月、トルコの建設・不動産開発会社GAP Insaat Yatirim ve Dis Ticaret A.S.社及び三菱重工業(株)と共同で、トルクメニスタンの国営化学公社トルクメンヒミヤ社から、同国の豊富な天然ガス資源を原材料とする同国最大のアンモニア・尿素肥料プラントを約13億米ドルで受注しました。今後も中央アジア・中東・アフリカなどで化学プラント市場における存在感を高め、関連分野での継続受注を目指します。



■プラント完成予想図

新産業金融事業グループ

新産業金融事業グループは、アセットマネジメント、インフラ向け投資、企業のバイアウト投資から、リース、不動産開発、物流などの分野において、商社型産業金融ビジネスを行っています。

●当期純利益の推移(単位：億円)

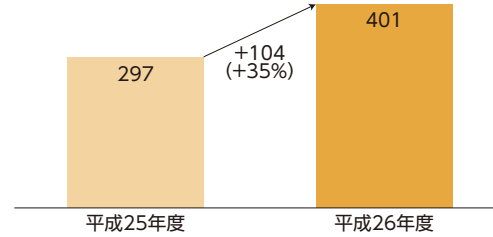

【主な変動要因】
〈増加〉
・ファンド関連事業における持分利益の増加

TOPICS

マレーシア従業員退職積立基金向け本邦物流不動産投資プログラム組成

平成27年2月、国内外の機関投資家向けに不動産私募ファンドの組成・運用事業を行うダイヤモンド・リアルティ・マネジメント(株)(三菱商事100%出資)は、マレーシアの従業員退職積立基金向け本邦物流不動産投資プログラムを組成しました。総合商社として培ってきた収益不動産の知見を活かし、産業への資金供給と投資家への運用機会の提供を行っていきます。



■投資対象の物流施設

エネルギー事業グループ

エネルギー事業グループは、石油・ガスの探鉱・開発・生産事業や、天然ガス液化プロジェクトへの投資、原油・石油製品・炭素製品・LNG・LPG等の販売取引、新規エネルギー事業の企画開発などを行っています。

●当期純利益の推移(単位：億円)

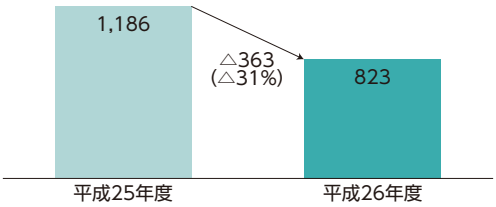

【主な変動要因】
〈減少〉
・オセアニア、北米、欧州のガス・石油開発事業における減損損失の計上

TOPICS

カナダで液化天然ガス輸出プラントの共同開発事業を本格化

平成26年5月、ロイヤルダッチシェル社、韓国ガス公社、中国石油天然气集団とともに、カナダのブリティッシュ・コロンビア州で推進している液化天然ガス（LNG）輸出プラントの共同開発計画「LNGカナダ」に関する合弁事業契約を締結し、LNGプラントの設計・建設・操業を担う事業会社を設立しました。現在、LNGプラントの基本設計作業、環境許認可の取得など、最終的な投資決定に向けた具体的な取組みを加速しています。



■合弁事業契約の署名式

金属グループ

金属グループは、薄板・厚板などの鉄鋼製品、石炭・鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅・アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

●当期純利益の推移(単位：億円)

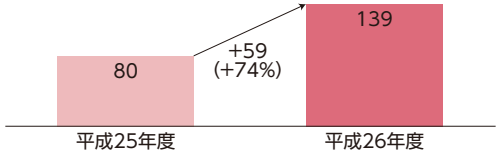

【主な変動要因】
〈増加〉
・資源関連投資先（非鉄金属）からの受取配当金及び持分利益の増加
・資源関連事業における減損計上額の前年度比減
〈減少〉
・資源関連投資先（鉄鋼原料）からの持分利益の減少

TOPICS

豪州原料炭事業 キャバルリッジ炭鉱開山

平成26年10月、MDP社（三菱商事100%出資）を通じて、資源メジャーBHPビリトン社と展開している豪州クイーンズランドBMA原料炭事業において、新たにキャバルリッジ炭鉱を開山しました。同炭鉱は、約60年にわたり採掘可能な埋蔵量とさらなる拡張余地に加え、最新鋭の設備・機材の導入による高い生産効率が特徴です。引き続きBMA事業の規模拡大を図り、今後も世界的に需要拡大が見込まれる原料炭の安定供給に努めていきます。



■豪州クイーンズランド州BMAの原料炭炭鉱

機械グループ

機械グループは、工作機械、農業機械、建設機械、鉱山機械、エレベーター、エスカレーター、船舶、宇宙航空関連機器、自動車などの幅広い分野において、販売、金融、物流、投資などを行っています。

●当期純利益の推移（単位：億円）

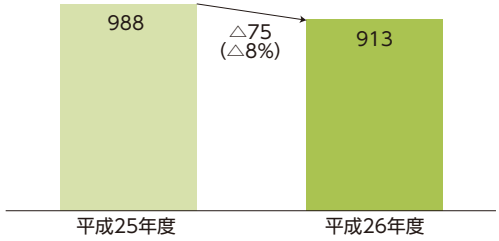

【主な変動要因】
〈減少〉
・前年度に計上した一過性の利益の減少
（前年度：保有資産の評価に伴う利益を計上）

TOPICS

インドネシアにおける自動車生産体制を再構築

平成27年4月、三菱自動車工業（株）、インドネシアPT Krama Yudha社とともに、ジャカルタ市近郊の工業団地において自動車生産合弁会社を設立しました。同社は平成29年4月に操業を開始し、年間16万台の生産能力を有する予定であり、タイに続くASEANの主要生産拠点として重要な役割を果たすことになります。三菱商事は、インドネシアでの過去45年にわたる生産・販売・販売金融事業などの自動車関連事業の経験を活かし、今後もさらなる事業基盤の強化を図ります。



■新工場の起工式

化学品グループ

化学品グループは、原油、天然ガス、鉱物、植物、海洋資源などより生産されるエチレン、メタノール、塩といった工業製品用の原料から、プラスチック、電子材料、食品素材、肥料や医農薬などの製品まで、幅広い分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

●当期純利益の推移（単位：億円）

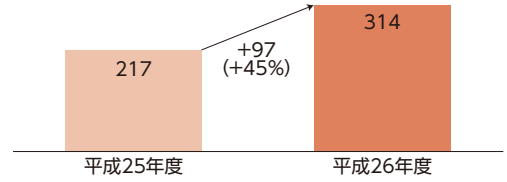

【主な変動要因】
〈増加〉
・メタノール・プラスチック・食品化学関連事業及びその関連会社における取引利益の増加

TOPICS

MCフードスペシャリティーズ移管による食品化学事業の経営基盤強化

平成27年4月、食品素材・調味料素材の製造販売を行うMCフードスペシャリティーズ（株）（三菱商事96.97%出資）を、会社分割によって、三菱商事ライフサイエンス（株）（三菱商事100%出資、MCLS社）に移管しました。MCLS社は傘下に食品化学事業を行う三菱商事フードテック（株）や興人ライフサイエンス（株）を有しており、本移管による食品化学事業の集約により、さらなる経営基盤強化を図ります。



■MCフードスペシャリティーズの工場

生活産業グループ

生活産業グループは、衣・食・住に関わる「生活必需品」を提供し、世界の消費者の生活を支え、より豊かにするための事業を展開しています。様々な商品分野において、川上から川下に至る広い領域で、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

●当期純利益の推移(単位：億円)

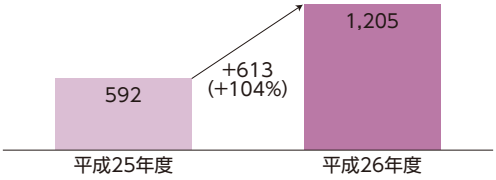

【主な変動要因】
〈増加〉
・過年度減損株式の振戻し益の計上

TOPICS

世界第3位の鮭鱒養殖事業会社を子会社化

平成26年11月、株式公開買付けにより、生産量世界第3位のノルウェーの鮭鱒養殖事業会社Cermaq ASAを完全子会社化しました。世界の人口増加に伴い食料需要が増加する中、水産物の養殖事業は今後も成長が見込まれており、特に環境負荷が低い養殖サーモンは需要拡大が期待されています。食料分野での生産事業の知見や事業基盤を活用し、持続可能で安全・安心な食料資源の供給体制を確立していきます。



■ノルウェーの海面養殖場

■部門の概要

ビジネスサービス部門

ビジネスサービス部門は、ITを基本とした統合的な機能提供を通じ、三菱商事グループ及び顧客企業の事業価値向上、業務改革・事業展開を支援しています。また、IT面から新規ビジネスへの取組みを支援し、新たな事業機会の創出に貢献しています。

ビジネスサービス部門の取組み



■日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ

日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ設立

平成26年7月、インドTata Consultancy Services(TCS社)との合弁により、ITサービス、コンサルティング、ビジネスソリューションを提供する日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ(株)(出資比率：TCS社51%、三菱商事49%)を設立しました。三菱商事の日本市場における知見や顧客対応力を活用し、グローバル競争力を有するTCS社のITサービスの提供を通じて、日系企業の競争力強化や海外進出時の支援を行います。また、三菱商事グループのビジネス拡大に必要なIT機能の拡充を図っていきます。

連結財政状態

1. 資産及び負債・資本の状況

平成26年度末の総資産は、前年度末より8,732億円増加し、16兆7,744億円となりました。運転資金の回収に伴い現金及び現金同等物が増加したことに加え、円安の影響や減損の振戻しにより、持分法で会計処理される投資が増加したことなどによるものです。

負債は、前年度末より3,571億円増加し、10兆7,188億円となりました。円安の影響や新規及び追加投資により社債及び借入金が増加したことなどによるものです。

当社の所有者に帰属する持分は、前年度末より5,028億円増加し、5兆5,705億円となりました。配当金の支払いによる減少がありましたが、当期純利益の積み上がりに加え、円安の影響による在外営業活動体の換算差額の増加があったことなどによるものです。

2. キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により資金は7,983億円の増加となりました。法人所得税の支払いなどがありましたが、営業収入や配当収入のほか、運転資金の回収などにより資金が増加したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により資金は1,549億円の減少となりました。航空機などの売却や子会社での貸付金の回収、関連会社の有償減資による収入などがありましたが、鮭鱒養殖事業への投資、豪州石炭事業での設備投資などにより資金が減少したものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により資金は3,053億円の減少となりました。資産の売却や運転資金の回収に応じた借入の返済に加え、自己株式の取得や配当金の支払いなどにより資金が減少したものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前年度末より3,932億円増加し、1兆7,252億円となりました。

設備投資等の状況

石炭を中心とした金属資源への投資、生産及び販売を行うMITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD（三菱商事100%出資、在豪州）が、既存設備の維持及び生産能力拡張などのために約957億円の投資を行いました。

資金調達の状況

三菱商事グループは、資金調達の主要な手段として機動的に社債を発行しています。
平成26年度、三菱商事は400億円の円建て普通社債、及び5億米ドル（約508億円）のドル建て普通社債を発行しました。また、Mitsubishi Corporation Finance PLC（三菱商事100%出資、在英国）はEuro Medium Term Note Programmeに基づく約114億円の社債を、MC Finance Australia Pty Ltd（三菱商事100%出資、在豪州）はAustralian Dollar Debt Issuance Programmeに基づく1億豪ドル（約101億円）の社債をそれぞれ発行しました。

重要な企業結合等の状況

● Cermaq ASAの株式の取得

三菱商事グループは、株式公開買付けにより、鮭鱒養殖事業を行うCermaq ASA（現Cermaq Group AS）の株式92.16%を取得しました。その後、同社株式7.84%を追加取得し、三菱商事の完全子会社としました。

●業績及び財産の状況の推移

《三菱商事グループの業績及び財産の状況の推移》

（単位：百万円）

	項目＼年度	〈米国会計基準〉			〈国際会計基準〉	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度
連結	収益	5,565,832	5,968,774	7,589,255	7,635,168	7,669,489
	当期純利益	452,344	360,028	444,793	361,359	400,574
	株主資本	3,507,818	4,179,698	4,774,244	5,067,666	5,570,477
	総資産	12,588,320	14,410,665	15,291,699	15,901,125	16,774,366
	1株当たり当期純利益	274.91円	218.66円	269.93円	219.30円	246.39円
	ROE	13.4％	9.4％	9.9％	7.5％	7.5％

（百万円未満四捨五入）

（注）1. 上記の表における米国会計基準適用年度（平成23年度～平成25年度）は、会社計算規則第120条の2第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。また、上記の表における国際会計基準適用年度（平成25年度～平成26年度）は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しています。
2. 上記の表における国際会計基準適用年度の「株主資本」は、「非支配持分を除く、当社の所有者に帰属する持分」を表しています。

[三菱商事グループ（連結）]

《収益の推移》

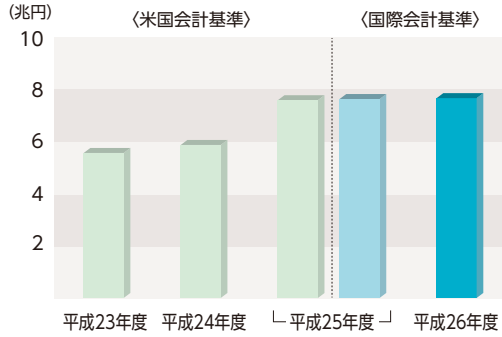

《当期純利益及び1株当たり当期純利益の推移》

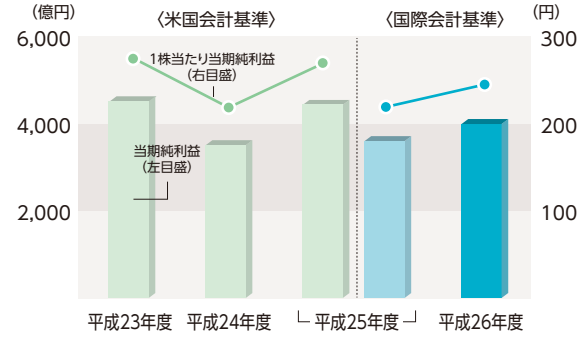

《株主資本の推移》

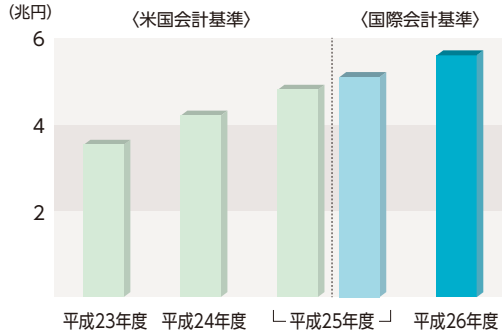

《総資産の推移》

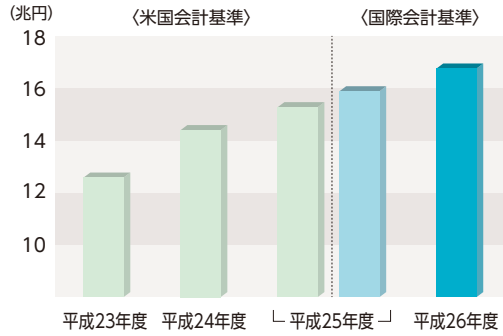

《三菱商事の業績及び財産の状況の推移》

（単位：百万円）

	項目＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単体	売上高	7,179,922	7,420,781	7,355,181	7,013,434
	当期純利益	321,296	318,551	416,686	289,744
	純資産	2,029,150	2,292,559	2,518,119	2,690,523
	総資産	7,295,942	8,114,710	7,962,764	8,249,804
	1株当たり当期純利益	195.24円	193.44円	252.86円	178.21円
	1株当たり配当金	65円	55円	68円	70円 (うち中間配当40円)

（百万円未満切捨て）

(注) 1. 平成26年度の期末配当は、1株につき30円として、平成26年度定時株主総会に付議します（2ページ）。
2. 代理人として行う営業取引について、従来は取扱高を含む総額を売上高に計上していましたが、平成26年度より手数料のみを売上高に計上する方法に変更したことに伴い、平成25年度以前の売上高は遡及適用後の数値を記載しています。

[三菱商事（単体）]

《売上高の推移》

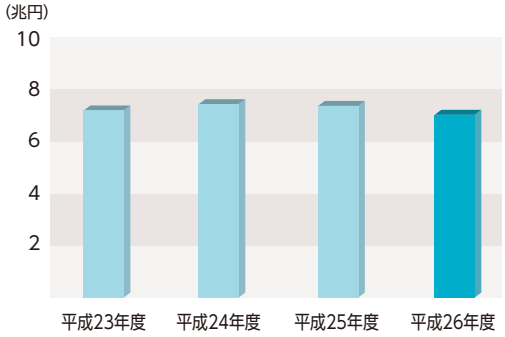

《当期純利益及び1株当たり当期純利益の推移》

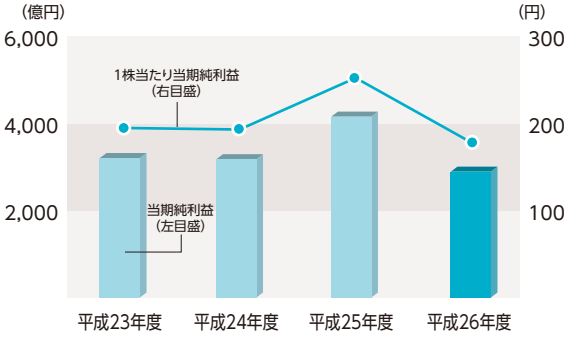

《純資産の推移》

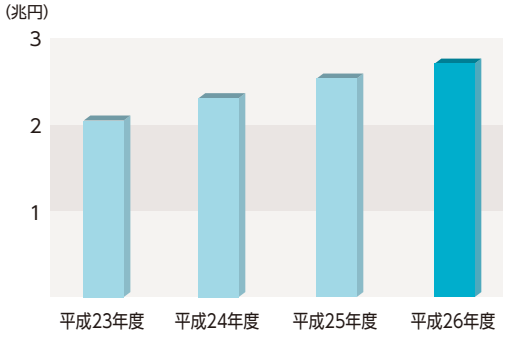

《総資産の推移》

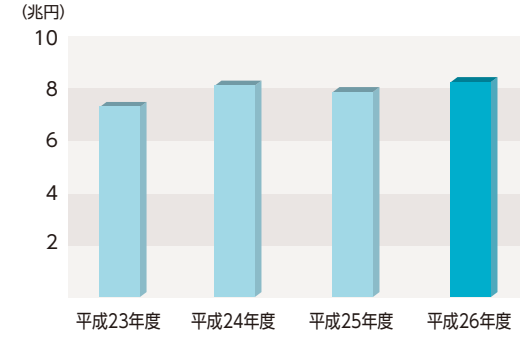

●三菱商事グループの対処すべき課題

『経営戦略2015』～2020年を見据えて～

三菱商事は、2013年5月に『経営戦略2015』を策定しました。

『経営戦略2015』では、三菱商事の価値を「多岐にわたる収益モデル、産業、地域、分野、に適度に分散したポートフォリオとそれに立脚した安定的収益基盤を保持しつつも、アップサイドポテンシャルを有する収益構造」と再定義した上で、継続的にポートフォリオの最適化を図りながら、2020年頃の成長イメージの具現化を目指すことにより、三菱商事の価値の極大化を実現することとしています。

『経営戦略2015』

■長期目標イメージ（2020年頃のあり姿）

《成長イメージ：事業規模の倍増》

資源分野：持分生産量倍増
非資源分野：連結純利益倍増

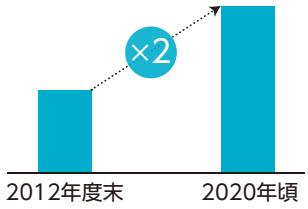

《ポートフォリオのイメージ：「強い事業」を伸ばす》

	2012年度末	2020年頃
事業領域数	47	35～40
内、連結純利益200億円以上を稼ぐ事業領域数	5	10以上
内、連結純利益100～200億円を稼ぐ事業領域数	1	10～15

《財務のイメージ：財務の健全性を維持しながら、ROEの回復を図る》

【効率性】 ROE12～15%への回復	【健全性】 ネット有利子負債倍率 1倍維持

■上記イメージの実現に向けた経営方針・打ち手（2013～2015年度）

〈投資方針・株主還元方針〉

- 2013～2015年度の3年間の投資は、前回の中期経営計画と同規模とする
- 投資は利益と資産の入替えの範囲内で行うこととし、フリーキャッシュ・フローの黒字化を前提とする
- 事業環境の変化に関わらず一定の配当を行うべく、安定部分と変動部分の二段階の株主還元を行う

〈事業戦略・市場戦略〉

- 資源分野では、既に権益を取得している案件の収益化に取り組むと同時に、生産性の向上、開発・操業コストの削減・改善を通じた競争力強化にも一層注力する
- 非資源分野では、ポートフォリオの最適化を進めながら、自動車、食糧、食品流通、電力、金融等の有望事業に経営資源を投入する
- アジアを機軸とするグローバル展開を図る
- グループ横断の取組みにより総合力を創出する

2013～2014年度の取組実績

『経営戦略2015』に基づき、2015年度までの3年間合計で2.5兆円規模の投資を実行する予定です。2013～2014年度には、資源分野では主にシェールガス事業、LNG事業、豪州石炭事業で、非資源分野では主に航空機リース事業、ファンド関連事業、不動産事業、船舶事業、海底送電事業、ブラジル穀物事業、鮭鱒養殖事業で、計1兆5,600億円の新規投資を着実に実行しました。また、ポートフォリオの最適化を図るべく、資産の入替えについても積極的に推進するとともに、事業領域の再構築を進めた結果、事業領域数は当初の47から39に減少しました。

三菱商事では、2020年頃の成長イメージの実現に向け、毎年事業計画を洗い替え、事業環境の変化に合せた必要な打ち手を講じることとしており、今後も新規投資・資産の入替え、さらにはポートフォリオの最適化を着実かつ弾力的に実行していきます。

《新規投資・資産の入替実績》

(単位：億円)

		2014年度（実績）	2013～2014年度（実績累計）	主な案件（2013～2014年度）
新規投資	資源	2,200	5,500	シェールガス事業、LNG事業 豪州石炭事業
	非資源	5,400	10,100	航空機リース事業 ファンド関連事業 不動産事業 船舶事業 海底送電事業 ブラジル穀物事業 鮭鱒養殖事業
	合計	7,600	15,600	
資産入替	資産売却(注)	5,200	10,300	上場有価証券売却 自動車販売金融事業 航空機リース事業 ファンド関連事業 不動産事業 LNG事業 船舶事業
	減価償却	2,000	3,700	
	合計	7,200	14,000	
ネット投資額		400	1,600	

(注)「資産売却」の金額に、売却に伴い発生した売却損益は含めていません。

2015年度は、『経営戦略2015』の最終年度となります。三菱商事グループ一体となり、長期目標イメージとして掲げる2020年頃のあり姿の実現に向けた戦略を着実に実行し、「継続的企業価値」の創出を図っていきます。

●東日本大震災復興支援

三菱商事は、企業理念である『三綱領』(57ページ) における所期奉公の精神の下、平成23年4月に、4年間総額100億円の「三菱商事 東日本大震災復興支援基金」を創設し、被災地の復旧・復興に取り組んできました。平成24年3月には「三菱商事復興支援財団」(公益財団法人) を設立し、学生支援奨学金及び復興支援助成金を復興支援基金から継承するとともに、被災地の産業復興・雇用創出に寄与することを目的とした支援活動にも取り組んでいます。

また、平成27年4月、三菱商事復興支援財団に対して、平成27年度から5年間分の活動資金として35億円の追加拠出を決定しました。今後も被災地の復興を力強く後押しするため、復興支援活動を継続していきます。

三菱商事
東日本大震災復興支援基金
(平成23年度～平成26年度)

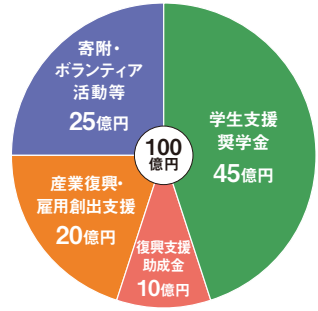

■学生支援奨学金

被災により修学が困難な学生に月額10万円 (1年間) を給付

平成23年度から平成26年度まで、延べ3,695名に給付 (うち、平成26年度は994名に給付)

■復興支援助成金

被災地の復旧・復興に従事するNPO法人等に、福祉や教育環境の充実、就労支援などの活動費として給付

平成23年度から平成26年度まで、延べ425案件に給付 (うち、平成26年度は8案件に給付)

■ボランティア活動

三菱商事グループの社員ボランティアが被災地で活動

宮城県石巻市や南三陸町、岩手県陸前高田市などで、漁業や農業の支援、地域コミュニティーの拠点作り、地域復興イベントのサポート活動等に従事しました。今後も、現地のニーズに基づいた活動を継続していきます。


廃校再生プロジェクトの支援 (石巻市)


農地開墾作業の支援 (仙台市)

平成23年度から平成26年度まで、延べ3,606名が参加 (うち、平成26年度は606名が参加)

■産業復興・雇用創出支援

被災地の力強い復興に向け、地元金融機関などと協働の上、事業の再建や新規事業立ち上げに取り組む事業者に対して、出資・融資による支援を展開しています。

平成24年度から平成26年度まで、44案件（約20億円）を支援
（うち、平成26年度は13案件（約4.7億円）を支援）

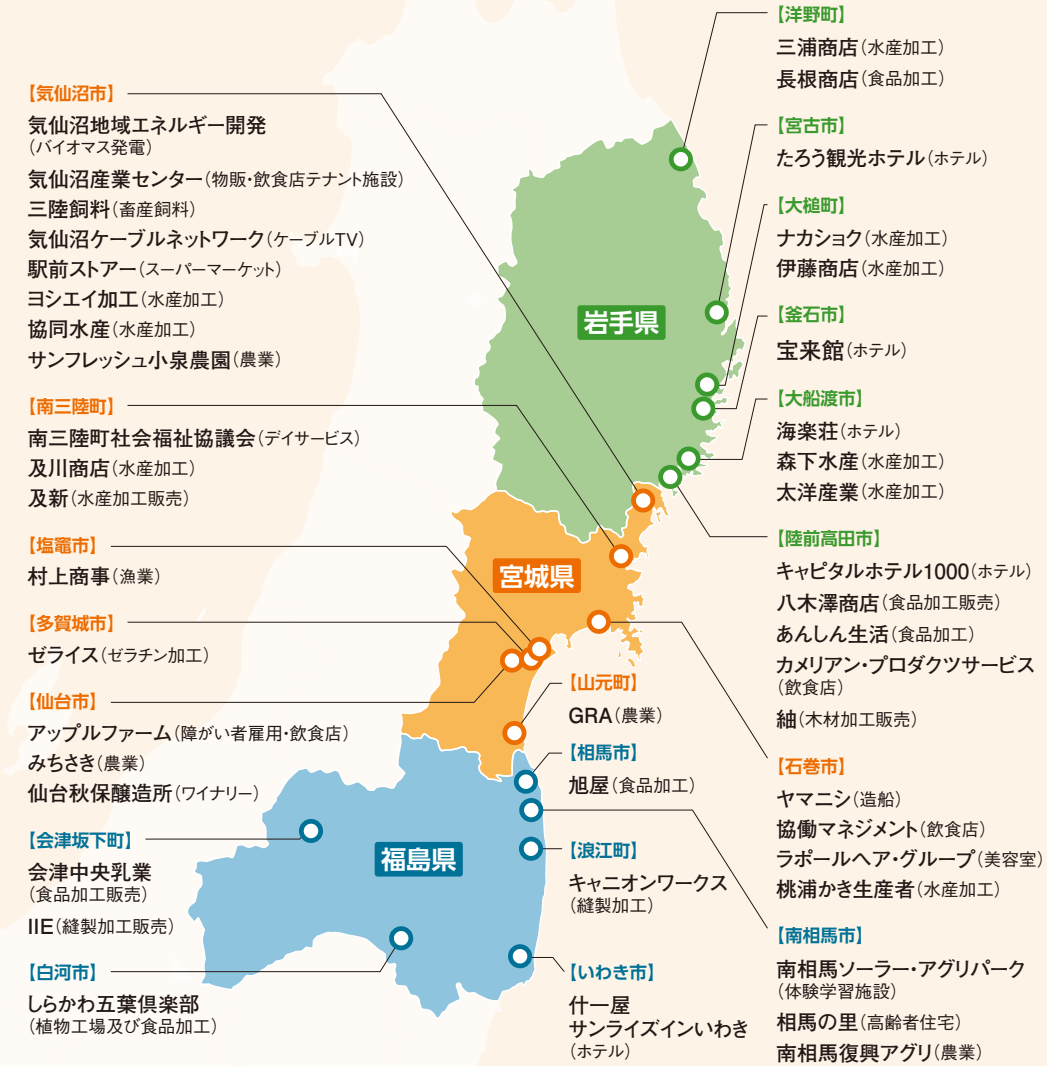

会社の概況

（平成27年3月31日現在）

●三菱商事グループの拠点等

三菱商事	本　店	三菱商事ビルディング：東京都千代田区丸の内二丁目3番1号（登記上の本店） 丸の内パークビルディング：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
	国内店	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、 関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）等　29か所
	海外店	中東・中央アジア統括事務所（ドゥバイ）、クアラルンプール支店、シンガポール支店、 マニラ支店 等　108か所

現地法人	北米三菱商事会社、米国三菱商事会社、メキシコ三菱商事会社、伯国三菱商事会社、欧州三菱商事会社、 独国三菱商事会社、インド三菱商事会社、泰国三菱商事会社、泰MC商事会社、インドネシア三菱商事会社、 三菱商事（中国）有限公司、三菱商事（上海）有限公司、香港三菱商事会社、台湾三菱商事会社、 韓国三菱商事会社、オーストラリア三菱商事会社 等　42現地法人（支店等を含め83か所）

（注）上記のほか、国内外各地に三菱商事グループ各社の営業所・工場等があります。三菱商事グループの主要な会社の概要は、「重要な子会社等の状況」（37ページ）に記載のとおりです。

《ネットワーク》

●本店　●国内 29か所　●海外 191か所（事務所等108／現地法人 本店42、支店等41）

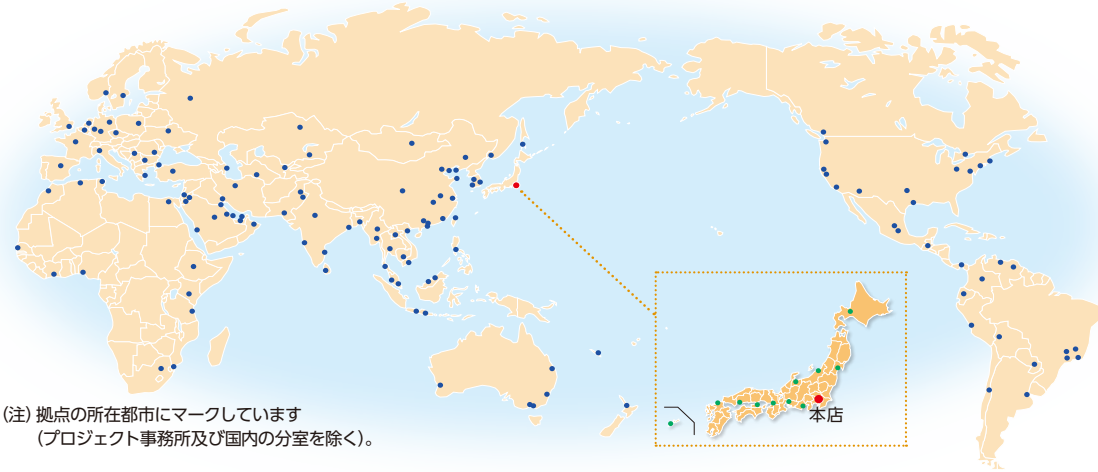

（注）拠点の所在都市にマークしています
（プロジェクト事務所及び国内の分室を除く）。

●三菱商事グループの従業員の状況

（単位：名）

	地球環境・インフラ事業	新産業金融事業	エネルギー事業	金属	機械	化学品	生活産業	その他	合計（前年度末比）
三菱商事グループ	1,578	2,765	1,568	11,879	9,429	6,897	34,030	3,848	71,994 （3,611名増）
三菱商事	625	383	584	285	539	637	897	1,687	5,637 （14名減）

（注）1. 従業員数は、就業人員数を記載しています。
2.「地球環境・インフラ事業」の従業員数は、地球環境・インフラ事業グループのインフラ関連事業の就業人員数を記載しています。また、同グループの環境関連事業の就業人員数は「その他」に含めています。なお、平成26年4月1日及び7月1日付けで、同グループに含まれる環境関連事業の一部をインフラ関連事業へ統合しています。

●重要な子会社等の状況

《主要な連結子会社及び持分法適用関連会社》

会　社　名	資　本　金	議決権所有割合(%)	主要な事業内容
北米三菱商事会社	1,427,832 千米ドル	100	北米の連結対象会社に対する業務支援・管理業
欧州三菱商事会社	120,658 千ポンド	100	貿易業
三菱商事(上海)有限公司	91,000 千米ドル	100	貿易業
Mitsubishi Corporation Finance PLC	90,000 千米ドル	100	金融業
Japan Australia LNG (MIMI) Pty. Ltd.	2,574,286 千米ドル	50	LNG開発・販売業
TRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED	3,000,000 千バーツ	88.73	自動車輸入販売業
MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD	450,586 千豪ドル	100	石炭を中心とする金属資源投資・生産・販売業
株式会社メタルワン	100,000 百万円	60	鉄鋼製品事業
三菱食品株式会社	10,630 百万円	62	食品卸売業
株式会社ローソン	58,506 百万円	32.40	コンビニエンスストア事業

(千外貨・百万円未満四捨五入)

(注) 平成26年度末現在の連結対象会社数は614社(連結子会社398社、持分法適用関連会社216社)です。

●株式等の状況

1. 発行可能株式総数　　25億株
2. 発行済株式総数、資本金及び株主数

	発行済株式総数	資　本　金	株　主　数
平成25年度末現在	1,653,505,751株	204,446,667,326円	305,210名
増　　減	29,469,000株減	—	40,480名減
平成26年度末現在	1,624,036,751株	204,446,667,326円	264,730名

(注) 発行済株式総数の減少は、平成26年7月31日付けの自己株式の消却(△29,469,000株)によるものです。

3. その他株式に関する事項(自己株式の取得)

平成27年5月8日開催の取締役会において、資本効率の向上を図るため、次のとおり自己株式を取得することを決議しました。

(1) 取得株式総数　4,500万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.8%)

(2) 取得総額　1,000億円を上限とする

(3) 取得期間　平成27年5月11日～平成27年8月31日

●大株主の状況

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	94,850	5.85
東京海上日動火災保険株式会社	74,534	4.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	67,273	4.15
明治安田生命保険相互会社	64,846	4.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	32,276	1.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,620	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	25,374	1.56
野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	22,088	1.36
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV 10	21,463	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	19,810	1.22

(千株未満切捨て)

(注) 持株比率は、三菱商事が保有している自己株式3,591,047株を除いて算出し、小数点第3位以下を切捨てて記載しています。

●主要な借入先

三菱商事グループは、三菱商事を中心に、国内外の金融子会社、海外現地法人等においてそれぞれ資金調達を行い、関係会社への資金供給を行うというグループファイナンス方針を原則としています。三菱商事グループの金融機関借入は三菱商事を中心に行っており、平成26年度末における三菱商事の主な借入先は下表のとおりです。

(単位：百万円)

借入先名	借入金残高
株式会社国際協力銀行	402,129
明治安田生命保険相互会社	292,000
日本生命保険相互会社	225,000
株式会社日本政策投資銀行	170,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	158,111
三井住友信託銀行株式会社	146,136
住友生命保険相互会社	130,000
第一生命保険株式会社	100,000

(百万円未満四捨五入)

(注) 上記のほか、(株)三菱東京UFJ銀行及び(株)みずほ銀行を幹事とする協調融資によるシンジケートローン235,000百万円があります。

●取締役及び監査役

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	小 島 順 彦	武田薬品工業（株）社外取締役、三菱重工業（株）社外取締役
＊取締役 社長	小 林　　健	日清食品ホールディングス（株）社外取締役
＊取締役 副社長執行役員	中 原 秀 人	コーポレート担当役員（企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括）
＊取締役 副社長執行役員	柳 井　　準	エネルギー事業グループCEO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー
＊取締役 副社長執行役員	衣 川　　潤	金属グループCEO、（株）岡村製作所 社外取締役
＊取締役 副社長執行役員	宮 内 孝 久	化学品グループCEO
＊取締役 常務執行役員	内 野 州 馬	コーポレート担当役員（CFO）
＊取締役 常務執行役員	森　　和 之	国内統括、関西支社長
＊取締役 常務執行役員	廣 田 康 人	コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）
＊＊取締役	伊 藤 邦 雄	一橋大学大学院商学研究科教授、曙ブレーキ工業（株）社外取締役、 （株）セブン＆アイ・ホールディングス 社外取締役、小林製薬（株）社外取締役、 住友化学（株）社外取締役、東京海上ホールディングス（株）社外取締役、東レ（株）社外取締役
＊＊取締役	佃　　和 夫	三菱重工業（株）相談役、（株）三菱総合研究所 社外取締役、 （株）山口フィナンシャルグループ 社外監査役、京阪電気鉄道（株）社外取締役
＊＊取締役	加 藤 良 三	
＊＊取締役	今 野 秀 洋	
＊＊取締役	橘・フクシマ・咲江	G&S グローバル・アドバイザーズ（株）取締役社長、味の素（株）社外取締役、 （株）ブリヂストン 社外取締役、J. フロント リテイリング（株）社外取締役
常任監査役（常勤）	鍋 島 英 幸	
監査役（常勤）	野 間　　治	
＊＊＊監査役	辻 山 栄 子	早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授、オリックス（株）社外取締役、 （株）NTTドコモ 社外監査役、（株）資生堂 社外監査役、（株）ローソン 社外監査役
＊＊＊監査役	石 野 秀 世	菱電商事（株）社外監査役
＊＊＊監査役	國 廣　　正	国広総合法律事務所 弁護士

（注）1. ＊印は、代表取締役を示しています。
2. ＊＊印の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。
3. ＊＊＊印の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。
4. ＊＊印及び＊＊＊印の各氏は、（株）東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び三菱商事が定める社外役員選任基準を満たしています（三菱商事の社外役員選任基準に関する独立性の考え方については、11ページをご参照ください）。
5. 執行役員を兼務する取締役は、執行役員の役位を併記しています。
また、取締役 中原秀人、柳井準、衣川潤、宮内孝久、内野州馬、森和之、廣田康人の各氏の担当は、執行役員としての担当を記載しています。
6. 監査役 鍋島英幸氏は、経営企画部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 野間治氏は、財務及び会計部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 監査役 辻山栄子氏は、大学教授（会計学）として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 監査役 石野秀世氏は、会計検査院における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
10. 平成26年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりです。
取締役 鍋島英幸　取締役 永井康雄　監査役 上野征夫（以上、平成26年６月20日退任）
11. 取締役 小島順彦氏は、平成26年６月19日付けで、ソニー（株）社外取締役を退任しています。
12. 監査役 國廣正氏は、平成26年６月26日付けで、積水化学工業（株）社外監査役を退任しています。
13. 曙ブレーキ工業（株）、味の素（株）、（株）NTTドコモ、（株）岡村製作所、（株）資生堂、（株）ブリヂストン、（株）三菱総合研究所、小林製薬（株）、住友化学（株）、積水化学工業（株）、武田薬品工業（株）、東レ（株）、日清食品ホールディングス（株）、三菱重工業（株）、菱電商事（株）は三菱商事の取引先ですが、特別な関係（特定関係事業者等）はありません。
14. （株）ローソンは三菱商事の関連会社です。
15. 学校法人早稲田大学に対し、エネルギー分野に関する研究・調査を委託しましたが、特別な関係（特定関係事業者等）はありません。また、同委託は、監査役 辻山栄子氏に直接関係するものではありません。
16. 上記13. から15. 以外の重要な兼職先と三菱商事の間には取引関係はありません。

●社外役員に関する事項

1. 社外役員の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏　名	取締役会における発言の状況	取締役会への出席の状況
伊　藤　邦　雄	大学における会計学・経営学に関する研究活動や様々な企業での社外役員としての経験に基づき、社外取締役として客観的かつ専門的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中12回 取締役会（臨時）：　2回中　2回
佃　　和　夫	三菱重工業（株）の取締役社長・取締役会長を務め、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識に基づき、社外取締役として実践的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中10回 取締役会（臨時）：　2回中　2回
加　藤　良　三	外務省において要職を歴任し、外交を通じて培った国際感覚や世界情勢等に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的かつ専門的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中12回 取締役会（臨時）：　2回中　2回
今　野　秀　洋	経済産業省や独立行政法人 日本貿易保険において要職を歴任し、国内外の経済の動向に関する高い見識に基づき、社外取締役として客観的かつ専門的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中12回 取締役会（臨時）：　2回中　2回
橘・フクシマ・咲江	長年にわたるコンサルティング業界での経験や、国内及び米国企業での役員としての経験に基づき、社外取締役として実践的かつ多角的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中12回 取締役会（臨時）：　2回中　2回

(2) 社外監査役

氏　名	取締役会及び監査役会における発言の状況	取締役会及び監査役会への出席の状況
辻　山　栄　子	大学における会計学に関する研究活動や様々な企業での社外役員としての経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中11回 取締役会（臨時）：　2回中　1回 監査役会　　：13回中13回
石　野　秀　世	会計検査院等において要職を歴任し、会計や経理に関する高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中12回 取締役会（臨時）：　2回中　2回 監査役会　　：13回中13回
國　廣　　正	弁護士としての経験を通じて培った企業関連法（会社法・金融商品取引法等）に関する高い見識に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から、発言を行っています。	取締役会（定例）：12回中12回 取締役会（臨時）：　2回中　2回 監査役会　　：13回中13回

2. 責任限定契約の内容の概要

三菱商事は、各社外役員との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

●取締役及び監査役の報酬等

《取締役及び監査役の報酬等の総額及び対象員数》

（単位：百万円）

役員区分	報酬等の総額	取締役報酬及び加算報酬		賞与		株式報酬型ストックオプション		積立型退任時報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
取締役（社内）	1,407	11名	656	9名	250	11名	382	9名	118
社外取締役	120	5名	120	―	―	―	―	―	―

役員区分	報酬等の総額	監査役報酬		賞与		株式報酬型ストックオプション		積立型退任時報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
監査役（社内）	124	3名	124	―	―	―	―	―	―
社外監査役	39	3名	39	―	―	―	―	―	―

（百万円未満切捨て）

（注）1. 上記員数は、平成26年度中に退任した取締役2名及び監査役1名を含めて記載しています。
なお、平成26年度末現在の員数は、取締役14名（うち社外取締役5名）、監査役5名（うち社外監査役3名）です。

2. 上記のうち取締役報酬及び加算報酬は、従来月例報酬として表記していたものです（取締役及び監査役の報酬等の決定方針等については、20～21ページをご参照ください）。

3. 上記のうち賞与は、平成27年6月19日開催の定時株主総会に付議する金額を記載しています（議案の詳細については、15ページをご参照ください）。

4. 上記のうち株式報酬型ストックオプションは、取締役11名（社外取締役は支給対象外）に付与したストックオプション（平成25年度及び平成26年度に発行の株式報酬型ストックオプション）に係る費用のうち、平成26年度に費用計上した額を記載しています。

5. 上記の報酬等のほか、退任した役員に対して役員年金を支給しており、平成26年度の支給総額は以下のとおりです。
なお、役員年金制度を含む退任慰労金制度は、平成18年度定時株主総会終了時をもって廃止しています。
取締役103名（社外取締役は支給対象外）に対して173百万円
監査役10名（社外監査役は支給対象外）に対して7百万円

●執行役員（平成27年4月1日現在）

役　位	氏　名	職　名
＊社　　長	小　林　　健	
＊副社長執行役員	中　原　秀　人	コーポレート担当役員（企画業務、グローバル渉外、経済協力、ロジスティクス総括）
＊副社長執行役員	柳　井　　準	エネルギー事業グループCEO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー
＊副社長執行役員	衣　川　　潤	金属グループCEO
＊副社長執行役員	宮　内　孝　久	化学品グループCEO
副社長執行役員	白　木　清　司	中南米統括
常務執行役員	森　山　　透	アジア・大洋州統括
常務執行役員	田　邊　栄　一	新産業金融事業グループCEO
常務執行役員	吉　川　恵　章	中東・中央アジア統括
常務執行役員	杉　浦　康　之	北米統括、北米三菱商事会社社長
＊常務執行役員	内　野　州　馬	コーポレート担当役員（CFO）
常務執行役員	占　部　利　充	ビジネスサービス部門CEO
常務執行役員	白　地　浩　三	機械グループCEO
常務執行役員	松　井　俊　一	東アジア統括、三菱商事（中国）有限公司社長、三菱商事（中国）商業有限公司社長
常務執行役員	垣　内　威　彦	生活産業グループCEO
＊常務執行役員	森　　和　之	国内統括、関西支社長
常務執行役員	大　河　一　司	機械グループCOO
＊常務執行役員	廣　田　康　人	コーポレート担当役員（広報、総務、環境・CSR、法務、人事）
常務執行役員	平　野　　肇	エネルギー事業グループCOO、天然ガス事業本部長
常務執行役員	佐久間　　浩	地球環境・インフラ事業グループCEO
常務執行役員	廣　本　裕　一	新産業金融事業グループCOO、産業金融事業本部長
常務執行役員	西　浦　完　司	金属グループCOO
常務執行役員	林　　春　樹	欧州・アフリカ統括、欧州三菱商事会社社長
執行役員	北　川　靖　彦	企画業務部長
執行役員	安　野　健　二	船舶・宇宙航空事業本部長
執行役員	水　原　秀　元	米国三菱商事会社社長、北米三菱商事会社EVP
執行役員	伊勢田　純　一	インドネシア総代表、インドネシア三菱商事会社社長
執行役員	三　須　和　泰	海外市場本部長

（注）＊印の執行役員は、取締役を兼務しています。

役位	氏名	職名
執行役員	中山真一	汎用化学品第二本部長
執行役員	山東理二	インフラ事業本部長
執行役員	高田光進	オーストラリア三菱商事会社社長、ニュージーランド三菱商事会社社長、 アジア・大洋州統括補佐
執行役員	小柳健一	中部支社長
執行役員	下山陽一	東アジア統括補佐、香港三菱商事会社社長
執行役員	村越晃	泰国三菱商事会社社長、泰MC商事会社社長
執行役員	北村康一	機械グループ管理部長
執行役員	榊田雅和	インド三菱商事会社社長、アジア・大洋州統括補佐
執行役員	中川弘志	TRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED President, Director
執行役員	増一行	主計部長
執行役員	萩原剛	汎用化学品第一本部長
執行役員	星野啓介	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD CEO
執行役員	和田浩一	天然ガス事業本部 副本部長
執行役員	髙野瀬励	中国 生活産業グループ統括
執行役員	吉田真也	経営企画部長
執行役員	伊藤勝弘	コーポレート担当役員補佐
執行役員	鴨脚光眞	リスクマネジメント部長
執行役員	石川隆次郎	アセットマネジメント事業本部長
執行役員	平井康光	東アジア統括補佐、三菱商事（上海）有限公司社長
執行役員	辻昇	自動車事業本部長
執行役員	田中格知	金属資源本部長
執行役員	長谷川文則	石油事業本部長
執行役員	京谷裕	生活原料本部長
執行役員	中川哲志	新エネルギー・電力事業本部長
執行役員	髙岡英則	エネルギー事業グループCEOオフィス室長
執行役員	坪沼宣幸	MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL PTE. LTD. Chairman & CEO、 金属資源トレーディング本部長
執行役員	岡久靖	新産業金融事業グループCEOオフィス室長

連結財政状態計算書 〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

資産の部		
科目	平成26年度（平成27年3月31日現在）	平成25年度（ご参考）（平成26年3月31日現在）
流動資産		
現金及び現金同等物	1,725,189	1,332,036
定期預金	156,090	142,705
短期運用資産	31,913	23,533
営業債権及びその他の債権	3,473,352	3,751,865
その他の金融資産	203,348	136,398
たな卸資産	1,301,547	1,287,959
生物資産	69,600	18,059
前渡金	243,939	236,493
売却目的保有資産	77,045	55,874
その他の流動資産	326,667	285,121
流動資産合計	7,608,690	7,270,043
非流動資産		
持分法で会計処理される投資	3,220,455	2,833,576
その他の投資	2,243,344	2,122,444
営業債権及びその他の債権	603,908	623,686
その他の金融資産	112,434	93,174
有形固定資産	2,395,261	2,509,918
投資不動産	80,524	103,725
無形資産及びのれん	329,081	213,729
繰延税金資産	38,728	45,822
その他の非流動資産	141,941	85,008
非流動資産合計	9,165,676	8,631,082
資産合計	16,774,366	15,901,125

負債及び資本の部		
科目	平成26年度（平成27年3月31日現在）	平成25年度（ご参考）（平成26年3月31日現在）
流動負債		
社債及び借入金	1,513,876	1,381,980
営業債務及びその他の債務	2,511,142	2,680,954
その他の金融負債	161,916	110,557
前受金	232,165	220,041
未払法人税等	41,204	86,251
売却目的保有資産に直接関連する負債	9,071	9,043
その他の流動負債	509,611	363,765
流動負債合計	4,978,985	4,852,591
非流動負債		
社債及び借入金	4,835,117	4,693,855
営業債務及びその他の債務	74,123	91,361
その他の金融負債	25,851	32,966
退職給付に係る負債	69,482	65,452
引当金	153,596	128,913
繰延税金負債	544,483	462,391
その他の非流動負債	37,174	34,226
非流動負債合計	5,739,826	5,509,164
負債合計	10,718,811	10,361,755
資本		
資本金	204,447	204,447
資本剰余金	266,688	265,356
自己株式	△7,796	△14,081
その他の資本の構成要素		
FVTOCIに指定したその他の投資	677,672	625,151
キャッシュ・フローヘッジ	△18,609	△4,119
在外営業活動体の換算差額	856,628	638,220
その他の資本の構成要素計	1,515,691	1,259,252
利益剰余金	3,591,447	3,352,692
当社の所有者に帰属する持分	5,570,477	5,067,666
非支配持分	485,078	471,704
資本合計（純資産）	6,055,555	5,539,370
負債及び資本合計	16,774,366	15,901,125

（百万円未満四捨五入）

連結損益計算書
〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

科目	平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	平成25年度（ご参考）（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
収益	7,669,489	7,635,168
原価	△6,459,595	△6,449,163
売上総利益	1,209,894	1,186,005
販売費及び一般管理費	△998,751	△952,898
有価証券損益	45,351	46,335
持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益	94,247	–
固定資産除・売却損益	21,937	5,964
固定資産減損損失	△115,208	△20,517
その他の損益－純額	△45,411	△66,794
金融収益	204,920	197,231
金融費用	△46,075	△31,728
持分法による投資損益	203,818	168,356
税引前利益	574,722	531,954
法人所得税	△168,331	△145,595
当期純利益	406,391	386,359
当期純利益の帰属		
当社の所有者	400,574	361,359
非支配持分	5,817	25,000
	406,391	386,359

（百万円未満四捨五入）

連結包括利益計算書（ご参考）
〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

科目	平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
当期純利益	406,391	386,359
その他の包括利益（税効果後）		
純損益に振り替えられることのない項目		
FVTOCIに指定したその他の投資による損益	62,063	△7,177
確定給付制度の再測定	28,447	14,640
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△2,498	7,969
合計	88,012	15,432
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
キャッシュ・フローヘッジ	△6,588	△3,856
在外営業活動体の換算差額	180,211	197,043
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	46,799	88,345
合計	220,422	281,532
その他の包括利益合計	308,434	296,964
当期包括利益合計	714,825	683,323
当期包括利益の帰属		
当社の所有者	686,900	643,850
非支配持分	27,925	39,473
	714,825	683,323

（百万円未満四捨五入）

連結持分変動計算書 〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

科　　目	平成26年度 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	平成25年度（ご参考） （平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
資　　本　　金		
期首残高	204,447	204,447
期末残高	204,447	204,447
資　本　剰　余　金		
期首残高	265,356	261,987
ストックオプション発行に伴う報酬費用	1,346	1,322
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分	△1,379	△1,412
非支配株主との資本取引及びその他	1,365	3,459
期末残高	266,688	265,356
自　　己　　株　　式		
期首残高	△14,081	△17,970
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分	2,989	3,628
取得及び処分－純額	△60,013	261
消却	63,309	－
期末残高	△7,796	△14,081
その他の資本の構成要素		
期首残高	1,259,252	1,046,595
当社の所有者に帰属するその他の包括利益	286,326	282,491
利益剰余金への振替額	△29,887	△69,834
期末残高	1,515,691	1,259,252

（単位：百万円）

科　　目	平成26年度 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	平成25年度（ご参考） （平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
利　益　剰　余　金		
期首残高	3,352,692	3,022,048
当社の所有者に帰属する当期純利益	400,574	361,359
配当金	△127,437	△98,862
ストックオプション行使に伴う自己株式の処分	△960	△1,687
自己株式の消却	△63,309	－
その他の資本の構成要素からの振替額	29,887	69,834
期末残高	3,591,447	3,352,692
当社の所有者に帰属する持分	5,570,477	5,067,666
非　支　配　持　分		
期首残高	471,704	414,668
非支配株主への配当支払額	△24,212	△23,328
非支配株主との資本取引及びその他	9,661	40,891
非支配持分に帰属する当期純利益	5,817	25,000
非支配持分に帰属するその他の包括利益	22,108	14,473
期末残高	485,078	471,704
資本合計	6,055,555	5,539,370
当　期　包　括　利　益　の　帰　属		
当社の所有者	686,900	643,850
非支配持分	27,925	39,473
当期包括利益合計	714,825	683,323

（百万円未満四捨五入）

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成26年度（平成27年3月31日現在）	平成25年度（ご参考）（平成26年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	3,567,818	3,277,013
現金及び預金	1,048,336	698,246
受取手形	69,516	61,298
売掛金	971,509	1,077,196
有価証券	66,259	143,240
商品及び貯蔵品	215,634	268,522
販売用不動産	9,386	31,572
前渡金	181,483	171,963
未収入金	130,979	149,525
短期貸付金	794,044	575,690
繰延税金資産	18,033	32,534
その他	67,047	70,308
貸倒引当金	△4,412	△3,085
固定資産	4,680,362	4,684,019
有形固定資産	130,571	129,507
賃貸業用固定資産	−	152
建物及び構築物	37,856	38,358
土地	85,948	85,968
建設仮勘定	1,416	578
その他	5,349	4,449
無形固定資産	44,888	45,154
ソフトウエア	37,413	25,045
ソフトウエア仮勘定	6,490	19,048
その他	983	1,060
投資その他の資産	4,504,902	4,509,357
投資有価証券	1,082,880	953,130
関係会社株式	2,706,451	2,539,267
その他の関係会社有価証券	99,466	127,163
出資金	28,470	23,401
関係会社出資金	134,855	135,538
長期貸付金	359,061	646,314
固定化営業債権	11,274	8,854
長期前払費用	64,467	65,150
その他	32,698	24,827
貸倒引当金	△14,724	△14,291
繰延資産	1,624	1,732
社債発行費	1,624	1,732
資産合計	8,249,804	7,962,764

科目	平成26年度（平成27年3月31日現在）	平成25年度（ご参考）（平成26年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	1,859,521	1,800,398
支払手形	76,811	77,234
買掛金	729,769	819,111
短期借入金	310,967	325,857
コマーシャル・ペーパー	10,000	−
1年内償還予定の社債	155,081	60,000
未払金	247,277	185,809
未払費用	44,061	38,784
前受金	190,102	181,880
預り金	40,583	33,454
役員賞与引当金	386	190
その他	54,481	78,076
固定負債	3,699,758	3,644,247
長期借入金	2,640,570	2,594,576
社債	946,531	954,139
退職給付引当金	2,544	2,684
役員退職慰労引当金	2,109	2,120
債務保証損失引当金	64,167	15,063
特別修繕引当金	457	367
環境対策引当金	11,536	11,374
賃借契約引当金	7,020	6,449
繰延税金負債	3,631	42,373
資産除去債務	1,679	1,651
その他	19,510	13,446
負債合計	5,559,280	5,444,645
純資産の部		
株主資本	2,404,431	2,300,108
資本金	204,446	204,446
資本剰余金	214,161	214,161
資本準備金	214,161	214,161
利益剰余金	1,993,539	1,895,500
利益準備金	31,652	31,652
その他利益剰余金	1,961,886	1,863,848
圧縮記帳積立金	11,271	10,708
別途積立金	1,723,760	1,437,760
繰越利益剰余金	226,855	415,379
自己株式	△7,715	△14,000
評価・換算差額等	280,144	212,031
その他有価証券評価差額金	408,764	273,841
繰延ヘッジ損益	△128,619	△61,809
新株予約権	5,947	5,980
純資産合計	2,690,523	2,518,119
負債及び純資産合計	8,249,804	7,962,764

（百万円未満切捨て）

損益計算書

（単位：百万円）

科目	平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	平成25年度（ご参考）（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
売上高	7,013,434	7,355,181
売上原価	△6,856,561	△7,206,601
売上総利益	156,872	148,579
販売費及び一般管理費	△231,792	△229,652
営業損失（△）	△74,919	△81,072
営業外収益	564,131	636,666
受取利息	19,550	19,088
受取配当金	499,325	457,970
為替差益	ー	1,673
固定資産売却益	208	635
投資有価証券売却益	27,378	144,498
その他	17,668	12,800
営業外費用	△204,438	△81,427
支払利息	△17,470	△17,216
為替差損	△8,475	ー
固定資産除売却損	△253	△350
投資有価証券売却損	△4,580	△1,239
投資有価証券評価損	△110,672	△39,840
関係会社等貸倒損	△48,484	△1,684
その他	△14,502	△21,097
経常利益	284,772	474,166
税引前当期純利益	284,772	474,166
法人税、住民税及び事業税	△35,281	△68,890
法人税等調整額	40,253	11,409
当期純利益	289,744	416,686

（百万円未満切捨て）

株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

平成26年度														
	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金									
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成26年4月1日期首残高	204,446	214,161	－	31,652	10,708	1,437,760	415,379	△14,000	2,300,108	273,841	△61,809	212,031	5,980	2,518,119
当期の変動額														
剰余金の配当							△127,437		△127,437					△127,437
税率変更に伴う積立金の増加					562		△562		－					－
別途積立金の積立						286,000	△286,000		－					－
当期純利益							289,744		289,744					289,744
自己株式の取得								△60,012	△60,012					△60,012
自己株式の処分							△958	2,988	2,029					2,029
自己株式の消却							△63,309	63,309	－					－
株主資本以外の項目の当期変動額合計（純額）									－	134,923	△66,810	68,113	△33	68,080
当期変動額合計	－	－	－	－	562	286,000	△188,523	6,285	104,323	134,923	△66,810	68,113	△33	172,404
平成27年3月31日期末残高	204,446	214,161	－	31,652	11,271	1,723,760	226,855	△7,715	2,404,431	408,764	△128,619	280,144	5,947	2,690,523

（百万円未満切捨て）

（単位：百万円）

平成25年度（ご参考）														
	株主資本									評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金									
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成25年4月1日期首残高	204,446	214,161	－	31,652	10,708	1,202,760	334,242	△17,616	1,980,354	338,135	△32,000	306,134	6,070	2,292,559
当期の変動額														
剰余金の配当							△98,862		△98,862					△98,862
税率変更に伴う積立金の増加									－					－
別途積立金の積立						235,000	△235,000		－					－
当期純利益							416,686		416,686					416,686
自己株式の取得								△11	△11					△11
自己株式の処分							△1,686	3,627	1,941					1,941
自己株式の消却									－					－
株主資本以外の項目の当期変動額合計（純額）									－	△64,294	△29,808	△94,103	△90	△94,193
当期変動額合計	－	－	－	－	－	235,000	81,137	3,616	319,753	△64,294	△29,808	△94,103	△90	225,560
平成26年3月31日期末残高	204,446	214,161	－	31,652	10,708	1,437,760	415,379	△14,000	2,300,108	273,841	△61,809	212,031	5,980	2,518,119

（百万円未満切捨て）

平成26年度監査報告書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

●連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）　・・・・・52

●計算書類等に係る会計監査人の監査報告書（謄本）　・・・・・・53

●監査役会の監査報告書（謄本）　・・・・・・・・・・・・・・・54

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

三菱商事株式会社
取締役会御中

平成27年5月14日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 觀　　恒　平 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白　田　英　生 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山　田　政　之 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小　林　永　明 印

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、三菱商事株式会社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、三菱商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

三菱商事株式会社
取締役会御中

平成27年5月14日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 觀　恒平 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白田英生 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田政之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林永明 ㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、三菱商事株式会社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役会は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築及び運用されている体制（内部統制システム）について、定期的に取締役及び使用人等から状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 14 日

三菱商事株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　鍋島英幸　印

監査役（常勤）　野間　治　印

監査役　辻山栄子　印

監査役　石野秀世　印

監査役　國廣　正　印

（注）監査役 辻山栄子、石野秀世及び國廣正は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

議決権の行使についてのご案内

「平成26年度定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〉〉〉株主総会に出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※裏表紙の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

平成27年6月19日（金）
午前10時

〉〉〉郵送



議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。

行使期限

平成27年6月18日（木）
午後5時30分までに到着

〉〉〉インターネット



議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

平成27年6月18日（木）
午後5時30分まで

▶▶▶詳細は次ページをご覧ください。

●議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

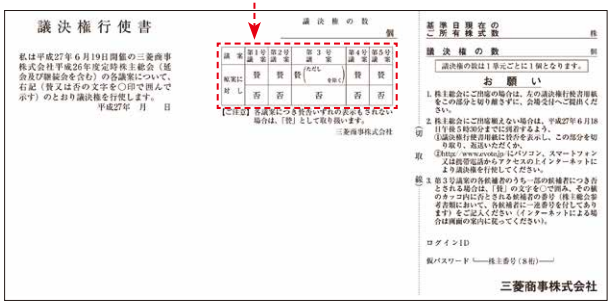

議決権行使書

私は平成27年6月19日開催の三菱商事株式会社平成26年度定時株主総会（延会及び継続会を含む）の各議案について、右記（賛又は否の文字を○印で囲んで示す）のとおり議決権を行使します。

平成27年　月　日

議決権の数　個

議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
賛否	賛　否	賛　否	賛　否	賛　否	賛　否

（注意）賛否欄に○印のないものは賛成の表示があったものとして取り扱います。

三菱商事株式会社

基準日現在の
ご所有株式数　株

議決権の数　個

議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お願い

1. 株主総会にご出席の場合は、左の議決権行使書用紙をこの部分より切り離さずに、会場受付へご提出ください。
2. 株主総会にご出席されない場合は、平成27年6月18日午後5時30分までに到着するよう、
(1)議決権行使書用紙に賛否を表示し、この部分を切り取り、返送いただくか、
(2)http://www.evote.jp にパソコン、スマートフォンまたは携帯電話からアクセスのインターネットにより議決権を行使してください。
3. 第3号議案の各候補者のうち一部の候補者につき否とされる場合は、「賛」の文字を○で囲み、その候補者のカッコ内に否とされる候補者の番号（株主総会参考書類において、各候補者に一連番号を付してあります）をご記入ください（インターネットによる場合は画面の案内に従ってください）。

ログインID

仮パスワード└株主番号（8桁）┘

三菱商事株式会社

第1号議案　第2号議案
第4号議案　第5号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印を

反対の場合：「否」の欄に○印を

第3号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印を

反対の場合：「否」の欄に○印を

一部の候補者につき反対の場合：
「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を（　）内にご記入ください。

※当日ご出席の際は、書面（議決権行使書）の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きは、いずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、行使してくださいますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です（午前２時から午前５時を除く）。

スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合もあります。

(3) インターネットによる議決権行使は、平成27年６月18日（木曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

■システム等に関するお問い合わせ　三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前９時～午後９時、通話料無料）

〈機関投資家の皆様へ〉

（株）ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

企業理念『三綱領』

『三綱領』は、三菱第四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、1934年に旧三菱商事の行動指針として制定されました。この『三綱領』の理念は、三菱商事がビジネスを展開する上で、また地球環境や社会への責任を果たす上での拠り所となっています。

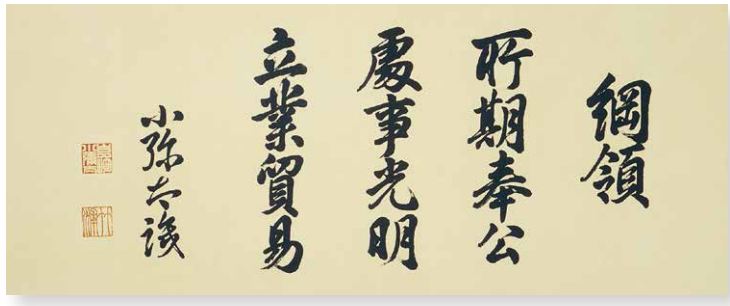

所期奉公（しょきほうこう）

事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。

処事光明（しょじこうめい）

公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。

立業貿易（りつぎょうぼうえき）

全世界的、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

（2001年1月、三菱グループ各社で構成される三菱金曜会にて申し合わされた現代解釈）

会社情報

■**事業年度**：4月1日から翌年3月31日まで
■**定時株主総会**：毎年6月開催（平成27年6月19日）
■**期末配当金支払株主確定日**：3月31日
■**中間配当金支払株主確定日**：9月30日
■**単元株式数**：100株
■**証券コード**：8058
■**公告方法**：電子公告
ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載します。
［公告掲載アドレス
http://www.mitsubishicorp.com/］

■**株主名簿管理人・特別口座管理機関**
三菱UFJ信託銀行株式会社
（連絡先）
〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-232-711（通話料無料）

※住所変更等の各種お手続きについては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
※支払期間経過後の配当金、及び特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

VEGETABLE OIL INK

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

この冊子は、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。

三菱商事株式会社

〒100-8086 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
☎（03）3210-2121（受付案内台）
http://www.mitsubishicorp.com/

株主総会 会場ご案内図

【開催日時】平成27年6月19日（金曜日）午前10時

※受付開始時刻は午前8時30分を予定しています。
※開会時刻直前は受付が混雑することが予想されますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

【 会　場 】ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「コンベンションホール」

東京都港区芝公園四丁目8番1号　電話（03）5400-1111（代表）

※東京プリンスホテルとは敷地が離れていますので、ご注意ください。
※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

※浜松町バスターミナルの改修工事のため、送迎バスは運行いたしませんので、ご注意ください。
※当日ご出席いただきました株主様に記念品（ご出席の株主様お1人につき1個）をご用意しています。

【最寄駅のご案内】

Ⓘ都営地下鉄三田線　**芝公園駅**　A4出口から徒歩6分（東エントランス）
Ⓔ都営地下鉄大江戸線　**赤羽橋駅**　赤羽橋口から徒歩8分（南エントランス）



Mitsubishi Corporation

平成26年度

定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

■事業報告

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）…… 1
会計監査人に関する事項 …… 4
新株予約権の状況 …… 5

■連結計算書類

セグメント情報（ご参考） …… 8
連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考） …… 9
注記 …… 11

■計算書類

注記 …… 29

本記載事項（（ご参考）を除く）は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

三菱商事

■事業報告

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

（会社法第362条第4項第6号）

三菱商事は、子会社を含めた三菱商事グループ全体として、法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めています。

〈効率的な職務遂行〉

社長は、三菱商事グループの経営に関する基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。

〈コンプライアンス〉

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、三菱商事グループ全体での企業理念の浸透を図るとともに、コンプライアンスに関する基本事項を定めた役職員行動規範などを制定し、周知徹底を図っています。

このため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを統括者とし、各組織・子会社でコンプライアンス責任者を定めるなど三菱商事グループ全体のコンプライアンス推進体制を構築するとともに、各種法令に関する必要な研修を連結ベースで実施するなど、法令違反等の予防・是正措置を講じています。

コンプライアンスに係る状況については、各組織・子会社の役職員から報告を受ける体制のほか、内部通報の制度も設けており、これらを通じ課題の把握と情報共有を行い、取締役会及び監査役へも定期的に報告を行っています。また、各組織・子会社からの報告者が不利益を被ることのないよう、報告者保護の徹底を図っています。

〈リスク管理〉

職務遂行に伴うリスクについては、三菱商事グループにおける事業内容や規模に応じ、信用リスク、市場リスク、事業投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等の類型を定め、類型ごとに責任部局を設け、また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めるなど、連結ベースでのリスク管理方針・体制・手続を定めています。

個別案件の取組みにおいては、担当部局の責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。

個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、三菱商事グループとしての全体的なリスク状況を把握し、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行っています。

〈財務報告〉

財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示委員会での討議・確認を経て開示しています。

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施などを行い、内部統制の有効性確保のための取組みを連結ベースで進めています。

〈連結経営における業務の適正確保〉

子会社の管理に関する社内規程を定め、各社それぞれについての管理担当部局を設定しています。各管理担当部局の責任者は、各社の取締役に業務執行に関する報告を求めるほか、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、また、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題の把握に努めています。

子会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使などを通じ、法令・定款及び社内規則に従った業務の適正確保を図るほか、各社が効率的に職務を遂行し持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

〈情報の管理・保存〉

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理と情報の共有化に努めています。

管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。また、これら以外の情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

〈監査、モニタリング〉

職務遂行をより客観的に点検及び評価するために、内部監査組織を設置し、各組織・子会社に対し定期的に監査を行っています。

〈監査役〉

監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努めており、これらの者は随時必要な協力をしています。また、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担することとしています。

一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合は、担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告するほか、子会社からも管理担当部局等を通じて必要に応じ報告を受ける体制としています。監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する監査役会直属の組織を設置するとともに、専任の職務補助者を配置し、監査役の補助業務を機動的に行う体制としています。また、専任の職務補助者の評価・異動などについては、監査役の意見を尊重するなど、独立性の確保に留意しています。

《内部統制の体制（ご参考）》（平成27年4月1日現在）

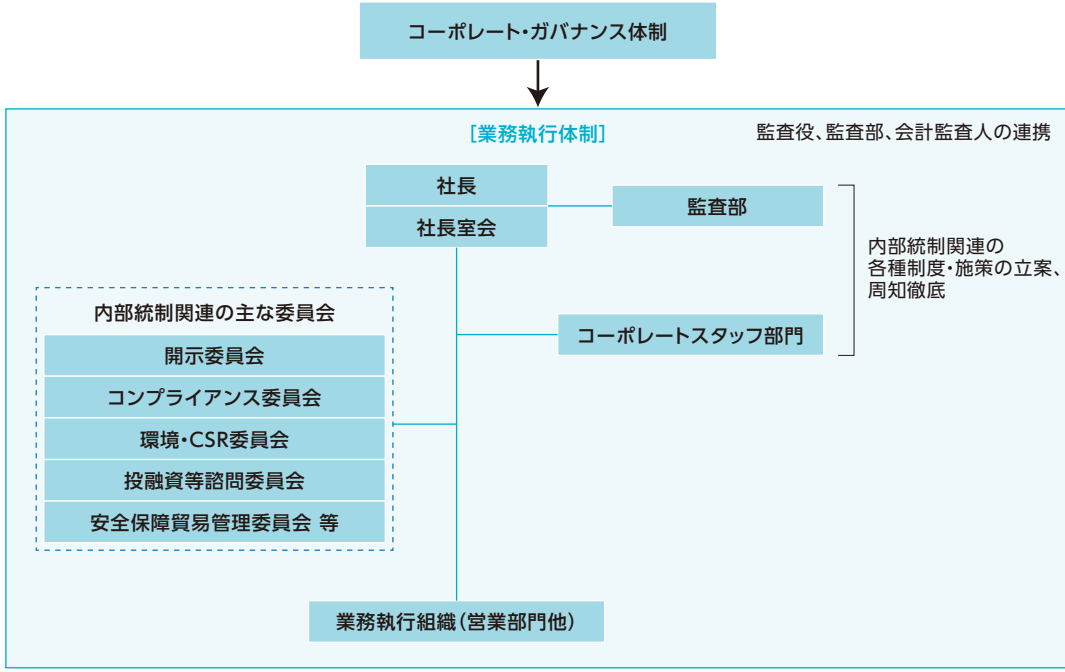

会計監査人に関する事項

1. 三菱商事の会計監査人の名称　有限責任監査法人トーマツ

2. 平成 26 年度に係る会計監査人の報酬等の額

（単位：百万円）

	支払額
公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額（注 1）	765
公認会計士法第 2 条第 1 項以外の業務に係る報酬等の額（注 2）	23
三菱商事の平成 26 年度に係る会計監査人の報酬等の額 合計	788
三菱商事及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注 3）	2,093

（百万円未満四捨五入）

（注 1）公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する業務に係る報酬等は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査証明、並びに国際会計基準に準拠して作成した英文財務諸表に係る監査証明に対する報酬等です。
（注 2）公認会計士法第 2 条第 1 項以外の業務に係る報酬等とは、三菱商事の研修及び海外税務申告業務などに対する報酬です。
（注 3）一部の子会社については、三菱商事の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。

3. 会計監査人の解任・不再任の決定方針

三菱商事では、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会あてに提出する方針です。

新株予約権の状況

1. 平成26年度末日における新株予約権の状況

(1) ストックオプションとしての新株予約権

《取締役、監査役及び執行役員が保有する新株予約権》

発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額（行使価額）	権利行使期間
平成18年度	1,750個	普通株式 175,000株	無償	2,435円	平成20年7月22日から 平成28年6月27日まで

(2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

《取締役、監査役、執行役員及び理事が保有する新株予約権》

発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額（行使価額）	権利行使期間
平成17年度	460個	普通株式 46,000株	無償	1円	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで
平成18年度	267個	普通株式 26,700株	無償	1円	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで
平成19年度	60個	普通株式 6,000株	無償	1円	平成19年8月 7日から 平成49年6月26日まで
平成20年度	258個	普通株式 25,800株	無償	1円	平成20年8月 5日から 平成50年6月25日まで
平成21年度	1,225個	普通株式 122,500株	無償	1円	平成21年8月 4日から 平成51年6月24日まで
平成22年度	1,353個	普通株式 135,300株	無償	1円	平成22年8月 3日から 平成52年8月 2日まで
平成22年度分（平成23年6月6日発行）	151個	普通株式 15,100株	無償	1円	平成23年6月 7日から 平成52年8月 2日まで
平成23年度	2,065個	普通株式 206,500株	無償	1円	平成23年8月 2日から 平成53年8月 1日まで
平成23年度分（平成24年6月4日発行）	113個	普通株式 11,300株	無償	1円	平成24年6月 5日から 平成53年8月 1日まで
平成24年度	5,235個	普通株式 523,500株	無償	1円	平成24年8月 7日から 平成54年8月 6日まで
平成25年度	5,174個	普通株式 517,400株	無償	1円	平成25年8月13日から 平成55年8月12日まで
平成25年度分（平成26年6月2日発行）	759個	普通株式 75,900株	無償	1円	平成26年6月 3日から 平成55年8月12日まで
平成26年度	5,881個	普通株式 588,100株	無償	1円	平成26年6月 3日から 平成56年6月 2日まで

《区分別の内訳》

発行年度	取締役（社外取締役を除く）		監査役		執行役員	
	個　数	保有者数	個　数	保有者数	個　数	保有者数
平成18年度	1,450個	6名	150個	1名	150個	1名

（注）1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者の保有状況は、取締役の欄に記載しています。
2. 監査役が保有している新株予約権は、当人が執行役員在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。
3. 平成26年度末日における新株予約権の目的となる株式の総数（退任者の保有分を含む）は1,389,400株です。

《区分別の内訳》

発行年度	取締役（社外取締役を除く）		監査役		執行役員		理　事	
	個　数	保有者数	個　数	保有者数	個　数	保有者数	個　数	保有者数
平成17年度	460個	5名	—	—	—	—	—	—
平成18年度	239個	5名	—	—	28個	1名	—	—
平成19年度	—	—	—	—	60個	1名	—	—
平成20年度	84個	1名	—	—	174個	3名	—	—
平成21年度	302個	2名	118個	1名	805個	5名	—	—
平成22年度	393個	3名	203個	2名	721個	8名	36個	2名
平成22年度分 （平成23年6月6日発行）	—	—	—	—	151個	1名	—	—
平成23年度	542個	5名	194個	1名	1,196個	13名	133個	7名
平成23年度分 （平成24年6月4日発行）	—	—	—	—	94個	1名	19個	1名
平成24年度	1,717個	8名	283個	1名	2,731個	19名	504個	18名
平成25年度	1,977個	9名	205個	1名	2,512個	23名	480個	24名
平成25年度分 （平成26年6月2日発行）	—	—	—	—	759個	3名	—	—
平成26年度	1,961個	9名	—	—	3,240個	30名	680個	34名

（注）1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者の保有状況は、取締役の欄に記載しています。
2. 監査役が保有している新株予約権は、当人が取締役、執行役員又は理事在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。
3. 平成26年度末日における新株予約権の目的となる株式の総数（退任者の保有分を含む）は3,273,200株です。

2. 平成26年度中に交付した新株予約権の状況

《株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権》

発行決議の日	平成26年5月16日	平成26年5月16日
新株予約権の数	1,145個	5,941個
交付された者の人数及び交付個数	当社執行役員(注) 4名 1,065個 当社理事(注) 1名 80個	当社取締役 7名 1,679個 当社執行役員 32名 3,522個 当社理事 37名 740個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 114,500株	普通株式 594,100株
発行価額	無償	
権利行使時の1株当たり払込金額(行使価額)	1円	
権利行使期間	平成26年6月 3日から 平成55年8月12日まで	平成26年6月3日から 平成56年6月2日まで
その他の新株予約権の行使の条件	a. 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、平成27年8月13日又は当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。	a. 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、平成28年6月3日又は当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
	b. 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。	
	c. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	

(注) 平成25年度中の退任者を含めています。

■連結計算書類

セグメント情報（ご参考）〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

	地球環境・インフラ事業	新産業金融事業	エネルギー事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
平成26年度											
売上総利益	31,608	75,692	59,155	199,347	197,280	110,870	525,354	1,199,306	13,710	△3,122	1,209,894
持分法による投資損益	28,910	33,096	71,598	2,704	32,244	18,756	20,566	207,874	△3,729	△327	203,818
当社の所有者に帰属する当期純利益	20,448	40,126	82,262	13,856	91,301	31,360	120,514	399,867	△14,931	15,638	400,574
資産合計	996,202	895,759	2,253,567	4,796,811	1,999,106	975,467	3,144,562	15,061,474	3,555,574	△1,842,682	16,774,366
平成25年度											
売上総利益	28,493	67,168	62,150	241,898	186,680	102,589	480,928	1,169,906	22,846	△6,747	1,186,005
持分法による投資損益	18,433	16,189	65,743	1,193	30,026	17,290	22,649	171,523	△3,516	349	168,356
当社の所有者に帰属する当期純利益	16,156	29,674	118,574	8,047	98,835	21,689	59,155	352,130	10,005	△776	361,359
資産合計	866,996	1,031,393	2,464,014	4,703,943	1,891,157	1,008,397	2,662,090	14,627,990	3,143,721	△1,870,586	15,901,125

（百万円未満四捨五入）

（注）1.「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しています。また当欄には、各事業セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれています。資産合計のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されています。

2.「調整・消去」には、各事業セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれています。

3.「地球環境・インフラ事業」には、地球環境・インフラ事業グループのうち、他の営業グループと同様の経営管理を行っているインフラ関連事業のみが含まれています。なお、同グループのうち、環境関連事業は「その他」に含まれています。また、平成26年4月1日及び7月1日付で、同グループに含まれる環境関連事業の一部をインフラ関連事業へ統合しています。これに伴い、関連する各々のセグメントの平成25年度について組替再表示を行っています。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）〈国際会計基準により作成〉

（単位：百万円）

科　　目	平成26年度 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	平成25年度 （平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	406,391	386,359
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	206,559	184,726
有価証券損益	△45,351	△46,335
持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益	△94,247	－
固定資産損益	93,271	14,553
金融収益・費用合計	△158,845	△165,503
持分法による投資損益	△203,818	△168,356
法人所得税	168,331	145,595
売上債権の増減	249,283	△62,304
たな卸資産の増減	71,875	△67,397
仕入債務の増減	△156,622	△95,022
その他 ― 純額	57,860	48,653
配当金の受取額	383,007	314,067
利息の受取額	79,706	77,398
利息の支払額	△67,683	△48,360
法人所得税の支払額	△191,453	△136,498
営業活動によるキャッシュ・フロー	798,264	381,576

（単位：百万円）

科　　目	平成26年度 （平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	平成25年度 （平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産等の取得による支出	△307,539	△496,108
有形固定資産等の売却による収入	147,181	84,857
投資不動産の取得による支出	△17,586	△1,571
投資不動産の売却による収入	38,135	31,021
持分法で会計処理される投資の取得による支出	△167,203	△194,220
持分法で会計処理される投資の売却による収入	164,642	89,788
事業の取得による支出（取得時の現金受入額控除後）	△154,449	△36,627
事業の売却による収入（売却時の現金保有額控除後）	8,889	10,264
その他の投資の取得による支出	△76,359	△98,148
その他の投資の売却等による収入	79,448	299,232
貸付の実行による支出	△72,913	△93,441
貸付金の回収による収入	213,007	124,890
定期預金の増減 ― 純額	△10,105	△20,439
投資活動によるキャッシュ・フロー	△154,852	△300,502
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金等の増減 ― 純額	△73,876	△126,915
長期借入債務等による調達 ― 社債発行費用控除後	1,080,358	845,112
長期借入債務等の返済	△1,097,693	△745,558
当社による配当金の支払	△127,437	△98,862
子会社による非支配株主への配当金の支払	△24,212	△23,328
非支配株主からの子会社持分追加取得等による支払	△12,873	△5,556
非支配株主への子会社持分一部売却等による受取	9,762	35,472
自己株式の増減 ― 純額	△59,363	790
財務活動によるキャッシュ・フロー	△305,334	△118,845
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額	55,075	23,887
現金及び現金同等物の純増減額	393,153	△13,884
現金及び現金同等物の期首残高	1,332,036	1,345,920
現金及び現金同等物の期末残高	1,725,189	1,332,036

（百万円未満四捨五入）

注記

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な会計方針等に関する注記（平成26年度）

1. 連結計算書類の作成の基礎

(1) 連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しています。

(2) 新たに適用する主な基準書及び解釈指針

当連結会計年度より新たに適用する主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。

基準書及び解釈指針	概要
IFRIC第21号「賦課金」	賦課金に関する負債の会計処理
ＩＡＳ第36号「資産の減損」（改訂）	減損した資産の回収可能価額に関する開示要求
IFRS第 9 号「金融商品」（平成25年11月改訂）	ヘッジ会計に関する会計処理及び開示要求
ＩＡＳ第 1 号「財務諸表の表示」（改訂）	財務諸表の表示方法の明確化など

上記を含めた新たな基準書及び解釈指針の適用による当連結会計年度の連結計算書類への重要な影響はありません。

(3) 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。
見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直されます。会計上の見積りの改訂による影響は、その見積りが改訂された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

当連結会計年度の連結計算書類における重要な会計上の判断、見積り及び仮定の変更は、以下のとおりです。

（持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益）
当連結会計年度において、連結会社（当社及び連結子会社）が32.4%出資する株式会社ローソン宛投資について、同社株式の市場価格が堅調に推移していること等を背景として、過年度の減損損失累計額84,517百万円を全額戻入れています。
連結会社は、同社宛の投資を独立した資金生成単位として減損戻入れの評価を行っており、市場価格（レベル1）による処分コスト控除後の公正価値が、減損損失累計額を全額戻入れた帳簿価額を上回ったものです。減損戻入れに伴う利益は、連結損益計算書上「持分法で会計処理される投資の減損損失戻入益」に含めています。

（固定資産減損損失）
当連結会計年度において、連結会社は事業環境の変化に伴い、115,208百万円の減損損失を連結損益計算書上「固定資産減損損失」として計上しています。
減損損失の認識及び測定にあたって、回収可能価額は主に使用価値を用いて測定しており、資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率を割引率として使用しています。
なお、減損損失にはCORDOVA GAS RESOURCES LTD.が保有するカナダのシェールガス開発資産の減損損失38,309百万円、DIAMOND GAS NIUGINI B.V.等が保有するパプアニューギニアの探鉱開発資産の減損損失27,722百万円、MCX DUNLIN (UK) LTD.及びMCX OSPREY (UK) LTD.が保有する北海油田事業に係る資産の減損損失15,787百万円を含めています。

（金融商品の公正価値）
「金融商品に関する注記」をご参照下さい。

2. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲

（単位：社）

	平成26年度末現在	平成25年度末現在	増減
子会社	398	409	△11
関連会社等	216	217	△1
連結対象会社合計	614	626	△12

（注）連結対象会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、子会社が連結経理処理している関係会社（平成26年度末現在617社、平成25年度末現在602社）はその数から除外しています。

3. 主な連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更

子会社	[新規]	CERMAQ GROUP AS

4. 主要な子会社及び関連会社等

子会社	北米三菱商事会社 欧州三菱商事会社 三菱商事（上海）有限公司 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC TRI PETCH ISUZU SALES CO., LTD. MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD 株式会社メタルワン 三菱食品株式会社
関連会社等	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) PTY LTD 株式会社ローソン

5. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

当社は直接・間接に支配している会社を連結子会社としています。したがって、連結会社が議決権の過半数を所有する会社については原則として連結子会社としています。ただし、連結会社が議決権の過半数を所有していない場合でも、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、当該会社を連結子会社としています。また、連結会社が議決権の過半数を所有している場合でも、少数株主が当該会社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、連結会社が支配を有しないため、持分法を適用しています。

また、連結会社は、議決権によらずに意思決定機関を実質的に支配しているストラクチャード・エンティティ（組成された事業体）についても連結子会社としています。ストラクチャード・エンティティに対する支配の有無について、連結会社は、当該ストラクチャード・エンティティへの関与からの変動しうるリターンに対するエクスポージャーに晒されているか、又は当該リターンに対する権利を有する場合で、かつ当該ストラクチャード・エンティティに対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を与える能力を有する場合に、支配を有すると判断しています。連結会社が意思決定権を有する場合には、ストラクチャード・エンティティを支配しているか否かを判定する際に以下の要因を考慮して自らが本人か代理人かを決定しています。

(a) 被投資企業に対する意思決定権限の範囲

(b) 他の当事者が保有している権利

(c) 報酬契約に従って得る権利のある報酬

(d) 被投資企業に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する連結会社のエクスポージャー

連結計算書類には、支配を獲得した日から支配を喪失した日までの子会社の純損益及びその他の包括利益を含めています。子会社の財務諸表は、重要性に応じて連結会社が採用する会計方針への調整を行っています。
連結会社間の重要な内部取引及び債権債務は、相殺消去しています。
支配の喪失に至らない、子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しています。親会社持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映するよう修正しています。非支配持分の金額と支払対価又は受領した対価との差額は、資本に直接認識し、親会社持分に配分しています。
子会社に対する支配を喪失した場合、(1) 受領した対価の公正価値と残存する持分の公正価値との合計と、(2) 子会社の資産 (のれんを含む) 及び負債、並びに非支配持分の従前の帳簿価額との差額を、純損益として計上しています。支配の喪失日において、残存する投資の公正価値は、IFRS第9号「金融商品」に従った事後の会計処理のための当初認識時の公正価値、又は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の当初認識時の原価とみなしています。

② 企業結合
企業結合 (事業の取得) は「取得法」で会計処理をしています。企業結合時に引き渡した対価は、連結会社が移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する連結会社の負債、そして被取得企業の支配と交換に、連結会社が発行した資本性金融商品の取得日 (すなわち連結会社の支配獲得日) の公正価値の合計で測定しています。取得関連費用は発生時において純損益に認識しています。
取得日において、識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識しています。
- 繰延税金資産 (又は繰延税金負債) 及び従業員給付契約に関連する負債 (又は資産) は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しています。
- IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しています。
- 被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債若しくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の連結会社の株式に基づく報酬取引への置換えに係る負債若しくは資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しています。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。
評価の見直しの結果、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額が、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計を上回る場合、その超過額はバーゲンパーチェス益として直ちに純損益に認識しています。
段階的に達成される企業結合の場合、連結会社が以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失は純損益に認識しています。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、その持分を処分した場合と同様の適切な方法で、純損益又はその他の包括利益に認識しています。
企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、連結会社は、未完了の項目については暫定的な金額で報告します。それらが判明していた場合には取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間 (最長で1年間) の間に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しています。

③ 関連会社及びジョイント・ベンチャー (共同支配企業)
関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資については持分法を適用しています。関連会社とは、連結会社がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配及び共同支配を有していない企業をいいます。連結会社が他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、連結会社は当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、他の投資家との契約により、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な

影響力を行使しうる会社も関連会社に含めています。反対に、議決権の20%以上を保有している場合でも、連結会社が重要な影響力を保持しないと判断した場合には持分法を適用していません。
ジョイント・ベンチャー（共同支配企業）とは、ジョイント・アレンジメント（共同支配の取決め、すなわち、複数の当事者が共同支配を有する取決め）のうち、共同支配を行う参加者が独立の事業体の純資産に対する権利を有するものをいいます。また、共同支配とは、契約上合意された支配の共有であり、参加者が取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関して、参加者の全会一致で決定し、当該活動を共同で営むことで成立します。
持分法の下では、投資額は当初は原価で測定し、それ以後は、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させています。その際、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益のうち連結会社の持分相当額は連結会社の純損益に計上しています。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他の包括利益のうち連結会社の持分相当額は連結会社のその他の包括利益に計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの損失に対する持分相当額が投資額（実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する連結会社の正味投資の一部を構成する長期の持分を含みます）を超過するまで当該持分相当額は純損益に計上し、さらなる超過額は連結会社が損失を負担する法的又は推定的義務を負う或いは企業が関連会社又は共同支配企業に代わって支払う範囲内で損失として計上しています。重要な内部取引に係る利益は、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分比率に応じて相殺消去しています。
連結会社は投資先が関連会社又はジョイント・ベンチャーに該当した時点から持分法を適用しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの、取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価が超える額はのれん相当額として認識し、投資の帳簿価額に含めています。
持分法投資を処分し、重要な影響力を喪失した場合には、残存投資は処分日の公正価値で測定し、IFRS第9号「金融商品」に従って金融資産として会計処理しています。残存投資の従前の帳簿価額と公正価値との差額は、当該投資の処分損益として計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーが以前にその他の包括利益として認識していた金額は、あたかも関連する資産又は負債を直接処分したかのように、純損益への再組替を行うか否かを決定し会計処理しています。

④ ジョイント・オペレーション（共同支配事業）
ジョイント・オペレーション（共同支配事業）とは、ジョイント・アレンジメントのうち、共同支配を行う参加者が契約上の取決めに関連する資産に対する権利及び負債に係る義務を有するものをいいます。ジョイント・オペレーションに係る投資については、共同支配の営業活動から生じる資産、負債、収益及び費用のうち、連結会社の持分相当額のみを認識しています。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、持分比率に応じて相殺消去しています。

⑤ 投資企業
投資企業の定義を満たす持分法適用会社は、当該会社の子会社を原則として連結せず、代わりに当該子会社に対する投資をIFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定しています。IFRS第10号では、投資企業は以下の全てを満たす企業とされています。
- 1つ又は複数の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。
- 投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。
- 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。

⑥ 報告日
当連結計算書類の作成に当たり、現地法制度上又は株主間協定等で当社と異なる決算日が要請されていることにより決算日を統一することが実務上不可能であり、また、事業の特性やその他の実務上の要因によって当社の報告期間の末日をもって仮決算を行うことが実務上不可能な一部の子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントについては12月31日、又は12月31日の翌日

から当社の決算日である3月31日までに終了する会計年度の財務諸表を用いています。これらの子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントの決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引又は事象については当連結計算書類に反映しています。

(2) 外貨換算

財務諸表の外貨建項目については取引日の為替レートにより換算を行っており、貨幣性項目については決算日において同日の為替レートで換算替を行っています。公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算替を行っています。取得原価で測定された非貨幣性項目は、換算替を行っていません。貨幣性項目の換算替により生じる差額は、原則として、連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しています。

海外子会社及び関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、著しい変動のない限り期中平均レートにより円貨に換算しています。換算により生じる為替換算差額については、税効果後の金額をその他の包括利益に計上し、「その他の資本の構成要素」に計上されます。

在外営業活動体を処分し支配を喪失した際には、為替換算差額の累積額は純損益に振り替えています。子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識しません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組替えます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産及び負債として換算替を行い、換算差額は「その他の資本の構成要素」に認識し資本に累積されます。

(3) 金融商品

連結会社は、金融商品に係る会計処理について、平成26年12月31日までIFRS第9号「金融商品」(平成23年12月改訂)を早期適用していましたが、平成27年1月1日よりIFRS第9号「金融商品」(平成25年11月改訂)を早期適用しています。早期適用に伴い、連結会社は平成27年1月1日以降に指定したヘッジ関係については、全てIFRS第9号「金融商品」(平成25年11月改訂)の要求事項に基づき処理しております。

① 非デリバティブ金融資産

連結会社は、営業債権及びその他の債権を、発生日に当初認識しています。その他の全ての金融資産は、連結会社が当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

連結会社は、金融資産を公正価値により当初認識しています。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産の場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しています。当初認識後は償却原価又は公正価値のいずれかにより測定しています。

② 償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を両方満たす場合、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している

・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している

実効金利は、当該金融資産の予想残存期間(場合によっては、それより短い期間)を通じての、将来の現金受取額の見積額(手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む)を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。償却原価で測定される金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益に認識しています。

③ 償却原価で測定される金融資産の減損

連結会社は、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しています。

契約条件に従って全額を回収できない可能性が高いと判断される資産については、個別に減損の有無を評価しています。減損の認識及び測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価しています。個別に減損する必要がない資産については、発生しているが識別されていない減損の有無の評価を全体として実施しています。全体として減損の有無の評価を行う際には、貸倒実績率及び将来倒産確率等により、回収不能見込み額を算定しています。減損損失を認識する場合は、当該資産の帳簿価額を直接、又は貸倒引当金を通じて、減額しています。

④ 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定し、その変動を原則として純損益として認識しています(FVTPL)。ただし、連結会社は、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の一部については、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識 (FVTOCI) する金融資産として指定することを選択しています。売買目的で保有する場合とは、以下の場合を指します。

(a) 主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得したか又は発生した。

(b) 当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である。

(c) デリバティブである (金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く)。

FVTOCIの金融資産に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合にその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識していません。FVTOCIの金融資産に係る受取配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として純損益に認識しています。

⑤ 金融資産の認識の中止

連結会社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した時にのみ、金融資産の認識を中止しています。連結会社がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、連結会社は資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しています。

⑥ 現金及び現金同等物

現金同等物とは、3ヶ月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、定期預金・コマーシャルペーパー・債券・譲渡性預金を含めています。

⑦ 非デリバティブ金融負債

連結会社は、連結会社が発行した負債証券及び劣後負債を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債はすべて、連結会社がその金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しています。

連結会社は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

金融負債は公正価値から直接取引費用を控除して当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。実効金利は、当該金融負債の予想残存期間 (場合によっては、それより短い期間) を通じての、将来の現金支払額の見積額 (手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む) を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。なお、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として取消不能の指定を行ったものはありません。

⑧ 資本

普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行費用 (税効果考慮後) は「資本剰余金」から控除しています。

自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。ストックオプション行使に伴う自己株式の処分を含め、自己株式を売却した場合は、処分差損益を「資本剰余金」として認識しています。

⑨ ヘッジ会計及びデリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、たな卸資産や取引契約の商品相場変動リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、すべてのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しています。連結会社は、市場リスクに対してナチュラルヘッジを活用できない場合には、ヘッジ会計の要件を満たす限り、これらのデリバティブを公正価値ヘッジ、キャッシュ・フローヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジのヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時及び少なくとも四半期ごとに、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認することで、ヘッジの有効性を評価しています。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブは、主として固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益として計上しており、ヘッジ対象である金融資産、金融負債及び確定契約の公正価値の変動額と相殺して連結損益計算書の「その他の損益－純額」として計上しています。

連結会社は、ヘッジ指定を取り消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、及びヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を中止しています。IFRS第９号「金融商品」（平成25年11月改訂）早期適用以降は、リスク管理目的に変更が無い限り、任意のヘッジ指定の取り消しが認められていません。このため、ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値の修正額は、ヘッジ会計の中止日から償却して純損益に計上しています。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定したデリバティブは、主として変動金利付金融負債を固定金利付金融負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しています。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値変動額の有効部分は、ヘッジ対象取引が実行され純損益に計上されるまで「その他の資本の構成要素」として繰り延べています。「その他の資本の構成要素」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が純損益に認識された時点で純損益に振り替えています。非有効部分は直ちに純損益に認識しています。

連結会社は、ヘッジ指定を取り消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、及びヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を中止しています。IFRS第９号「金融商品」（平成25年11月改訂）早期適用以降は、リスク管理目的に変更が無い限り、任意のヘッジ指定の取り消しが認められていません。このため、ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。「その他の資本の構成要素」に累積されている損益はヘッジ会計の中止時点では資本に残し、予定取引が純損益に認識される際に純損益に振り替えています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、「その他の資本の構成要素」に累積されていた損益は直ちに純損益に振り替えています。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ
連結会社は、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しています。ヘッジ手段の公正価値変動額の有効部分は、「その他の資本の構成要素」に含まれる「在外営業活動体の換算差額」に計上されています。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引
連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しています。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しています。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しています。
ヘッジ指定されていない乃至はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益に計上しています。

⑩ 金融保証契約
連結会社が発行した金融保証契約負債は当初公正価値で測定され、FVTPLとして指定されない場合には、当初測定後は以下のいずれか大きい金額により測定しています。
・IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って算定された、契約上の債務金額
・当初認識額から、適切な場合には、収益認識の会計方針に従って認識された累積償却額を控除した当初認識金額

⑪ 金融資産と金融負債の相殺
連結会社は、金融資産と金融負債について、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を連結財政状態計算書に表示しています。

(4) たな卸資産
たな卸資産は移動平均法又は個別法に基づく取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。正味実現可能価額は、たな卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての費用及び販売に要する費用を控除した後の金額を示しています。
また、たな卸資産のうち、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得したものについては、売却費用控除後の公正価値で測定しています。

(5) 生物資産
生物資産は、売却費用控除後の公正価値で測定し、その変動を純損益として認識しています。売却費用には、輸送費用を含むその資産の販売に必要なすべての経費が含まれています。生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額でたな卸資産に振り替えています。

(6) 有形固定資産
① 認識及び測定
有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。
取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれています。有形固定資産の構成要素ごとに耐用年数が異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

② 減価償却

土地は減価償却していません。その他の有形固定資産に係る減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しています。鉱物資源関連資産以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物及び構築物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、航空機及び船舶は定額法によって算出しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

建物及び構築物　5年から40年
機械及び装置　5年から40年
航空機及び船舶　13年から25年

石油・ガス及び鉱物に係る権益取得、探査、評価、開発及び産出活動に係る資産は鉱物資源関連資産に区分しています。

鉱物資源関連資産の減価償却は、主として確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しています。

ファイナンス・リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しています。

上記の減価償却方法を採用した理由は、当該資産によって生み出される将来の経済的便益の費消パターンに最も近似していると考えられるためです。

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、又は継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に認識を中止しています。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めています。

(7) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸料収入又はキャピタル・ゲイン、若しくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売する不動産（販売用不動産）や、商品又はサービスの製造・販売、又はその他の管理目的で使用する不動産（有形固定資産）は含まれていません。連結会社は投資不動産に対して原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。投資不動産の見積耐用年数は主として5年から50年であり、定額法によって減価償却を行っています。また、投資不動産を処分した場合、又は恒久的に使用を取り止め、処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった場合には認識を中止しています。投資不動産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該投資不動産の認識中止時に純損益に含めています。

(8) 無形資産及びのれん

① 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しています。開発費用は、信頼をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、連結会社が開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産化しています。その他の開発費用は、発生時に費用として認識しています。

② その他の無形資産

連結会社が取得したその他の無形資産で耐用年数の確定できるものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。耐用年数の確定できない無形資産については償却せず、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

③ のれん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは連結財政状態計算書上の「無形資産及びのれん」に計上しています。当初認識時におけるのれんの測定については、上記「(1) 連結の基礎②企業結合」に記載しています。

当初認識後の測定

のれんは取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めています。

のれんは、関連する資金生成単位の処分時に認識を中止し、純損益に計上しています。

④ 償却

のれん及び耐用年数の確定できない無形資産を除き、無形資産は当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

ソフトウエア	4年から15年
製造・販売・サービス実施権、及び商標権	17年から50年
顧客関係	2年から23年
営業権	5年から15年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(9) リース

契約上、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースとして分類しています。

① 貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、リースに係る純投資額を営業債権及びその他の債権として計上し、未獲得利益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識しています。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース

ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース負債は、最低支払リース料の現在価値又はリース開始時の公正価値のいずれか小さい方の金額で当初認識しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、リース負債の残高に対して一定率で配分し、金融費用及びリース負債の減額として会計処理しています。オペレーティング・リースに基づくリース支払額は、リース期間にわたり定額法により費用として計上しています。

(10) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探査及び評価活動には、以下の項目が含まれます。

- 探査権の取得
- 地勢的、地理的、地球化学及び地球物理学的研究による探査情報の収集
- 探査向けの掘削、トレンチ作業、標本採取
- 鉱物資源の採掘の技術的可能性及び経済的実行可能性の評価に関する活動

地質調査費用等の探査及び評価に係る支出は、発生時点で費用化しています。探査及び評価活動に係る支出のうち、利権鉱区取得

費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は有形固定資産又は無形資産として計上しています。資産計上した探査及び評価活動に係る支出は生産開始までの間、減価償却していません。資産化した探査及び評価活動に係る支出は、減損の兆候の有無を判定しています。資産化した支出について帳簿価額の回収可能性が損なわれたと判断される場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。

資産計上した探査及び評価活動に係る支出について商業採算性が確認された場合は、その後に発生する開発費用は資産に計上し、生産高比例法により償却しています。

(11) 鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は鉱物の採掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しています。商業採算性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については資産に計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しています。

生産期に発生した剥土費用は発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産のたな卸資産の原価を構成しています。ただし、剥土活動の便益が資源へのアクセスを改善する限りにおいては、それらのコストは有形固定資産又は無形資産として計上しています。

資産計上した採掘活動に関する費用については、商業生産を開始できないか、資産計上した支出の回収可能性がないと判断した場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

連結会社は、非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。これに該当するのは、資産又は処分グループが売却に関する通常又は慣例的な条件のみに従って直ちに売却することが可能であり、その売却の可能性が非常に高い場合です。経営者は当該資産又は処分グループの売却計画の実行を確約している必要があり、売却が完了したものと認識されるための要件を売却目的保有に分類した日から1年以内に満たす予定でなければなりません。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(13) 借入費用

意図した使用又は販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産（適格資産）の取得、建設又は製造に直接起因して発生する借入費用は、その資産について実質的に意図した使用又は販売ができるまでは、当該資産の取得原価に含めています。

その他のすべての借入費用は、発生した期間に純損益に認識しています。

(14) 非金融資産の減損

① 減損の判定

たな卸資産及び繰延税金資産を除く連結会社の非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数の確定できない無形資産については、少なくとも年1回、又は減損の兆候がある場合はより頻繁に減損テストを行っています。持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施していませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っています。

減損の判定は資産、資金生成単位又はそのグループごとに実施しています。資産、資金生成単位又はそのグループの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を純損益として認識しています。

資産、資金生成単位又はそのグループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現

在価値に割り引いて算出しています。

② 資金生成単位

複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出している場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を資金生成単位としています。

のれんを含む資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される最小の単位で設定しており、事業セグメントより小さい単位となっています。資金生成単位に関連して減損損失を認識した場合、まず当該資金生成単位に含まれるのれんの帳簿価額を減額し、残額がある場合には資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

③ 減損損失の戻入

過去に認識した減損は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に戻し入れています。減損損失の戻入は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から、必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を上限として計上しています。ただし、のれんに関連する減損は戻し入れていません。

(15) 退職後給付

連結会社は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しています。

① 確定給付型制度

確定給付型制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から年金資産の公正価値を差し引いた純額として、連結財政状態計算書に計上しています。この計算による資産計上額は、利用可能な制度からの返還及び将来掛金の減額の現在価値を加えた額を上限としています。給付債務は、制度ごとに、将来における見積給付額のうち従業員が既に提供したサービスの対価に相当する額の割引現在価値として算定しています。給付債務及び年金資産は、毎期再測定しており、給付債務の算定に当たっては年金数理人を用いています。

年金制度の改定による従業員の過去勤務に係る給付債務の増減は、純損益で認識しています。

連結会社は、確定給付型制度の給付債務及び年金資産についての再測定による債務の増減を、その他の包括利益で認識し、「その他の資本の構成要素」への累積額は即時に「利益剰余金」に振り替えています。

② 確定拠出型制度

一部の子会社では、確定拠出型年金制度を採用しています。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を退職後給付の原資として拠出し、その拠出額以上の債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に費用として純損益で認識しています。

(16) 引当金

引当金は、連結会社が、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済する必要が生じる可能性が高く、かつ債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。

引当金として認識する金額は、当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しています。

資産除去債務

連結会社は、資産除去債務を毎期レビューし、閉鎖日、法規制、割引率、将来の見積費用の変更を含めた変動を反映するように引当金の額を調整しています。現地の状況や要請に従い算定された将来の予測される費用の現在価値を負債として認識するとともに、負債に対応する金額を有形固定資産及び投資不動産の一部として認識し、その資産の経済的耐用年数にわたって減価償却してい

ます。時の経過による割引の振り戻しによる負債の増価は、金融費用に計上しています。割引率は、貨幣の時間的価値の市場評価を反映した税引前割引率を適用しています。

(17) 株式報酬

連結会社は、株式に基づく報酬費用を、権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上し、対応する金額を資本として計上しています。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しています。

(18) 収益

連結会社は、取引単位毎に収益を認識しています。取引の単位は原則として契約の単位とし、一つの契約の中に実質的に異なる複数の取引要素を含む場合には、識別可能な個々の取引要素を取引の単位としています。また、複数の契約であっても、各々の契約が相互に密接に関連し、全体として一つの取引要素を構成しているような場合には、複数の契約を一つの取引単位としています。収益の額は、受領又は受領可能な対価の公正価値で測定しています。連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発を行っています。また、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

製品及び商品の販売に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に認識しています。

- 物品の所有に重要なリスク及び経済価値を買手に移転したこと
- 物品の所有と通常見なされる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も保持していないこと
- 収益の金額を信頼性をもって測定できること
- 取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- 取引に関連して発生した又は発生する原価を信頼性をもって測定できること

製品及び商品の販売に係る収益について、値引及び割戻等がある場合には、収益から控除しています。

役務の提供に係る収益は、以下の全ての条件が満たされた場合に、連結会計年度末における進捗度に応じて認識しています。

- 収益の金額を信頼をもって測定できること
- 取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- 期末日において取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
- 取引に関連して発生した原価及び取引の完了に要する原価を信頼性をもって測定できること

役務の提供に係る収益について、取引の成果を信頼性をもって見積れない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しています。

Ⅰ 取引の種類ごとの収益の認識

① 製品及び商品の販売

連結会社は、製造業やその他の事業において、商品の売買に係る契約当事者となっています。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しています。これら商取引における商品の受渡は、顧客と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されたと考えられます。これは一般的には、顧客に商品が届けられ、顧客の受け入れが完了するか、商品の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

② 工事契約

連結会社は、製造業の一部として、長期建設契約を締結しています。連結会社は、長期建設工事から得られる収益について、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度合を合理的に見積もることができ、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には、工事進行基準を適用しています。

そうでない場合には、工事原価のうち回収可能と認められる範囲内で工事収益を認識しています。
発生した原価に利益を加えた金額が、その時点の請求額を上回る場合には、当該超過額は「営業債権及びその他の債権」として計上し、下回る場合には「営業債務及びその他の債務」として計上しています。作業の完了前に受領した金額は「前受金」として計上しています。

③ 役務提供その他のサービス提供
連結会社は、サービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っています。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれています。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しています。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務が、その契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しています。リース事業に係る収益認識については、前述のリースに係る会計方針をご参照ください。

Ⅱ 代理人取引
連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しています。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ています。売買取引に係る差損益及び手数料は、他の全ての収益認識要件を充足した時点で認識されます。

Ⅲ 収益の総額表示と純額表示
連結会社は、製品及び商品の販売において、契約の主たる義務者として、顧客から発注を受ける前の一般的な在庫リスク等を負担して販売を実施した場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。また、役務の提供において、契約の主たる義務者として取引の重要なリスクを負っている場合は、収益を総額で連結損益計算書上に計上しています。
製品及び商品の販売、役務の提供ともに、代理人として取引を行った場合には、収益を純額で連結損益計算書上に計上しています。

(19) サービス・コンセッション
公的機関（国や地方公共団体）が行っている公共サービスに民間企業の参入を認め、民間企業の資金及びノウハウを活用して公共サービスを行うために公的機関と民間企業との間で締結する契約をサービス・コンセッション契約といいます。
サービス・コンセッション契約については、建設サービスに係る収益及び費用と、運営サービスに係る収益及び費用とを区分して会計処理しています。金額が個別に識別可能なときには、受領した又は受領する対価は、引き渡されたサービスの相対的な公正価値を参照して配分しています。
サービス・コンセッション契約において公共サービス提供の対価（最低報酬金額を含む）が事前に確定している場合には、連結会社は公共施設（インフラストラクチャー）の建設サービスに係る収益を原則として工事進行基準により認識し、その対価を金融資産として計上しています。連結会社は、当該金融資産についてIFRS第９号「金融商品」に従って会計処理し、受取利息を実効金利法に基づいて算定の上、純損益に認識しています。

(20) 政府補助金
政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受け取る合理的な保証があるまで認識していません。政府補助金は、補助金により補償が意図される関連コストが費用として認識される期間にわたって、規則的に純損益に認識しています。連結会社が非流動資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金については、連結財政状態計算書において関連する資産の取得原価を減額することで認識し、耐用年数にわたって規則的かつ合理的な基準により純損益に振り替えています。

(21) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しています。

繰延税金は、会計上と税務上の資産及び負債の差額である一時差異に対して認識しています。

子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異については繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、かつ予測可能な将来において実現する可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日に施行又は実質的に施行されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎期末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと判断される部分について減額しています。

連結会社は、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

当社及び国内の100%出資子会社は、1つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しています。

(22) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められています。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

① レベル1

測定日現在で連結会社がアクセスできる活発な市場（十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場）における同一資産又は負債の市場価格を、調整を入れずにそのまま使用しています。

② レベル2

活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の公表価格、資産又は負債の観察可能な公表価格以外のインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けられたインプットを含んでいます。

③ レベル3

限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産又は負債の価格を決定する上で使用している前提条件についての連結会社の判断を反映した観察不能なインプットを使用しています。連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

営業債権及びその他の債権（流動及び非流動）	100,501 百万円
その他の投資等（流動及び非流動）	305,333 百万円
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	173,596 百万円
投資不動産（減価償却累計額控除後）	48,224 百万円
たな卸資産	31,614 百万円
生物資産	47,509 百万円
無形資産及びのれん	62,326 百万円
その他	24,844 百万円
合計	793,947 百万円

(2) 担保に係る見合債務ごとの金額

短期借入金	185,102 百万円
長期借入債務	254,232 百万円
取引保証等	354,613 百万円
合計	793,947 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,621,027 百万円

3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 35,451 百万円

4. 無形資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 119,046 百万円

5. 保証債務

金融保証	635,203 百万円
取引履行保証	242,035 百万円
合計	877,238 百万円

これらは顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的として、信用状や取引履行保証等の形態により信用保証を行っているものです。

連結持分変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数　普通株式 3,653,124 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っています。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐に亘っています。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しています。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しています。
また、デリバティブ取引については、取引相手先に関するリスク管理方針に則って様々なデリバティブ契約を締結し、特定リスクの軽減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。

金融商品の公正価値の算定にあたり使用した前提条件や算定方法は以下のとおりです。

短期運用資産以外の短期金融資産及び負債は、比較的短期間で満期が到来するため、これらの公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。

短期運用資産及びその他の投資に含まれる市場性のある投資の公正価値は、活発な市場における市場価格及び活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しています。市場性のない投資は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、1株当たり純資産価値、及び第三者による鑑定評価等により評価しています。

比較的短期で満期が到来する営業債権及びその他の債権については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債権及びその他の債権の公正価値は、それぞれの債権の元本及び契約金利等に基づく将来の見積りキャッシュ・フローを、連結会社の見積りによる信用スプレッドを加味した割引率にて割り引くことにより算定しています。

比較的短期で満期が到来する営業債務及びその他の債務については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債務及びその他の債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

社債及び借入金の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しています。

デリバティブ資産・負債の公正価値は、取引市場価格及び金利、外国為替レート等の観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しています。

平成26年度末現在における金融商品の帳簿価額、及び公正価値の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成26年度末	
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
短期運用資産及びその他の投資	2,275,257	2,275,389
営業債権及びその他の債権	3,530,997	3,556,439
デリバティブ資産	315,782	315,782
金融負債		
営業債務及びその他の債務	2,531,504	2,530,691
社債及び借入金	6,348,993	6,325,281
デリバティブ負債	187,767	187,767

（百万円未満四捨五入）

1株当たり情報に関する注記

1株当たり当社所有者帰属持分	3,437.75円
基本的1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）	246.39円
希薄化後1株当たり当期純利益（当社の所有者に帰属）	245.83円

重要な後発事象に関する注記

平成27年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを、以下のとおり決議しました。

取得の内容
1. 取得する株式の種類：当社普通株式
2. 取得する株式の総数：4,500万株を上限とする
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.8%）
3. 株式の取得価額の総額：1,000億円を上限とする
4. 取得する期間：平成27年5月11日～平成27年8月31日

■計算書類

注記

重要な会計方針等に関する注記（平成26年度）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については移動平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、トレーディング目的で保有するたな卸資産については時価法によっています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法によっています。

3. デリバティブ

デリバティブの評価は、時価法によっています。

なお、為替変動リスク、金利変動リスク、相場変動リスク等を回避する目的で行っている取引のうち、ヘッジの有効性が認められたものについては、ヘッジ会計を適用しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しています。

無形固定資産の減価償却は、定額法によっていますが、自社利用のソフトウエアについては、その利用可能期間（15年以内）に基づく定額法によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

8. 役員賞与引当金の計上方法

役員賞与の支出に備えて、当年度末における支給見込額に基づき、当年度において発生していると認められる額を計上しています。

9. 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌年度から費用処理しています。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

10. 役員退職慰労引当金の計上方法

役員及び執行役員への退職慰労金支払に備えるため、内規を基礎として算定された当年度末現在の支給見積額を計上しています。
なお、役員及び執行役員の旧来の退任慰労金制度は平成19年度に廃止しており、当年度末の残高は旧制度に基づくものです。

11. 債務保証損失引当金の計上方法

子会社等に対する債務保証の偶発損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

12. 特別修繕引当金の計上方法

定期的に義務付けられている石油タンクの開放点検に要する費用の見積総額に基づき、期間を基準として配分される額を計上しています。

13. 環境対策引当金の計上方法

法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬及び処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

14. 賃借契約引当金の計上方法

施設の賃借契約について自社利用・転売等の活用が見込めなくなったことに伴い、解約不能期間に発生する損失に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

15. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

16. 法人税等

連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

損益計算書における代行取引の計上方法

当社が契約の当事者とならず代理人として行う営業取引（代行取引）については、従来、商社業界における会計慣行を踏まえ、契約当事者間の取扱高を売上高、売上原価として計上していましたが、当年度より、手数料のみを売上高に計上する方法に変更しています。
この変更は、契約当事者として負担すべき重要なリスクを負わない取引に係る売上高は手数料のみで計上すべきとする産業界の理解及び会計慣行が形成されつつあることを踏まえ、明らかに重要なリスクを負担していない代行取引について、見直しを行ったものです。
当該会計方針の変更は遡及適用され、前年度の売上高、売上原価がそれぞれ2,760,908百万円減少していますが、当年度の期首における純資産に対する累積的影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書における金融デリバティブ収益・費用の表示方法

為替に関連するデリバティブの期末評価損益については、従来、営業外収益及び営業外費用に総額で表示していましたが、為替管理の結果を明瞭に表示するため、当年度より為替差損益に含めて純額で表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の損益計算書の組替えを行っています。
この結果、前年度の営業外収益のその他のうち29,716百万円及び営業外費用の金融デリバティブ費用のうち2,459百万円は、為替差益として組み替えて表示しています。これに伴い重要性の乏しくなった前年度の営業外費用の金融デリバティブ費用はその他に含めています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る主な債務に関する事項

(1) 担保に供している資産

短期貸付金	29 百万円
投資有価証券	3,044 百万円
関係会社株式	67,349 百万円
関係会社出資金	3,483 百万円
長期貸付金	59 百万円
その他 (注)	23,702 百万円
合計	97,668 百万円

(注) 主に営業取引やデリバティブ取引に係る差入保証金及び敷金

(2) 担保に係る主な債務

当社の債務として該当するものはありません。

2. 有形固定資産減価償却累計額　82,088 百万円

3. 保証債務

取引先等の銀行借入等に対する保証

関係会社 MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD	539,366 百万円
関係会社 三菱商事 RtM ジャパン株式会社	210,802 百万円
関係会社 MC FINANCE AUSTRALIA PTY LTD	167,859 百万円
関係会社 PETRO DIAMOND COMPANY LIMITED	126,613 百万円
関係会社 P.T. DIPO STAR FINANCE	113,911 百万円
関係会社 PE WHEATSTONE PTY LTD	98,909 百万円
関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC	86,266 百万円
その他	1,246,122 百万円
合計	2,589,853 百万円

(注) LNGプロジェクトについて、上記銀行借入等に対する保証以外に、権益購入代金の支払、共同操業協定上の資金拠出義務、天然ガス液化設備使用代金の支払に関する履行保証を差し入れており、当年度の末日における保証額は798,076百万円です。上記に含まれる主なプロジェクトは北米及び豪州におけるものです。

銀行借入等に対する保証類似行為についても上記に含めて開示しています。
なお、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社及びMITSUBISHI CORPORATION FINANCEのコマーシャル・ペーパーの発行等に関連して、親会社として両社の債務支払いを保証するものではありませんが、純資産が取り決めている一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキープウェル・アグリーメントを両社と締結し、これを金融機関などに対して差し入れています。
ただし、当年度末において、両社は純資産を一定額以上に保っており、また流動資産の不足も発生していません。

4. 受取手形割引高　95,604 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	985,822 百万円
長期金銭債権	352,562 百万円

関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	190,079 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,079,288 百万円
仕入高	1,397,915 百万円
営業取引以外の取引高	405,319 百万円

2. 関係会社等貸倒損

関係会社等貸倒損には、主に関係会社宛の貸倒引当金及び債務保証損失引当金の繰入額（戻入額控除後）が含まれています。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当年度の末日における発行済株式数　普通株式 1,624,036,751 株

2. 当年度の末日における自己株式数　普通株式　3,591,047 株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	62,646百万円	38円	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	64,791百万円	40円	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 当年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年6月19日開催の定時株主総会に次のとおり付議する予定です。

配当金の総額	48,613,371,120 円
普通株式1株当たり配当額	30 円
効力発生日	平成27年6月22 日
配当原資	利益剰余金

なお、基準日は平成27年3月31日です。

4. 当年度の末日における新株予約権の目的となる株式数

普通株式 4,662,600株（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	26,451 百万円
未払費用	11,013 百万円
投資有価証券評価損	96,732 百万円
販売用不動産評価減及び固定資産減損	651 百万円
繰延ヘッジ損益	61,241 百万円
その他	21,611 百万円
小計	217,703 百万円
評価性引当額	△3,974 百万円
繰延税金資産合計	213,728 百万円
繰延税金負債	
退職給付関連費用	△3,875 百万円
圧縮記帳積立金	△5,367 百万円
その他有価証券評価差額金	△180,653 百万円
その他	△9,429 百万円
繰延税金負債合計	△199,326 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	14,402 百万円
流動資産	18,033 百万円
固定負債	△3,631 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
税務上の損金不算入額	0.6%
受取配当金	△47.6%
外国税額	1.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.2%
特定外国子会社等合算所得	2.7%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）及び、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」（平成27年東京都条例第93号）がそれぞれ平成27年3月31日、平成27年4月1日に公布され、平成27年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については上記東京都都税条例の改正（平成27年4月1日公布）を考慮し、33.0%として見積もっています。

更に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等についても平成27年度の改正条例の計算前提を考慮し、32.2%として見積もっています。

これらの税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は14,663百万円減少し、当年度に費用計上された法人税等調整額の金額が同額増加しています。また、その他包括損益見合いの繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した後の金額）は13,971百万円減少し、内訳としてその他有価証券評価差額金関連で20,396百万円減少し、繰延ヘッジ損益関連で6,425百万円増加しています。

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	MC FINANCE AUSTRALIA PTY LTD	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	247,593 631	短期貸付金 その他（流動資産）	229,200 16
			債務の保証	債務保証 (注2)	167,859	–	–
子会社	MC FINANCE & CONSULTING ASIA PTE.LTD.	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	237,432 937	短期貸付金 長期貸付金 その他（流動資産）	181,191 56,159 66
子会社	TRI PETCH ISUZU LEASING CO., LTD.	所有 直接 43.50% 間接 50%	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	137,236 5,037	短期貸付金 長期貸付金 その他（流動資産）	59,570 93,240 978
子会社	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	539,366 755	– –	–
子会社	三菱商事 RtM ジャパン株式会社	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	210,802 60	– –	–
子会社	PETRO DIAMOND COMPANY LIMITED	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証 (注4)	126,613	–	–
子会社	P.T.DIPO STAR FINANCE	所有 間接 95%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	113,911 1,205	– –	–
関連会社	PE WHEATSTONE PTY LTD	所有 間接 34.52%	債務の保証	債務保証 (注3,5) 保証料の受入 (注3)	98,909 604	– –	–
子会社	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	86,266 73	– –	–

取引条件及びその決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注2) 同社の銀行借入の返済原資となる資産は、そのほとんどが当社の関係会社向け貸付であり、同貸付に対しては別途当社から保証を差入れ、保証料を受領していることから、同社の銀行借入に対する保証については保証料を受領していません。

(注3) 同社の銀行借入等に対し、保証を行っており、市場の実勢金利などを踏まえた保証料を受領しています。

(注4) 同社の銀行借入等に対し、保証を行っていますが、同社は実質的に当社の契約窓口のみを行っているため、保証料は受領していません。

(注5) 貸借対照表に関する注記「3. 保証債務」に記載しています豪州におけるLNGプロジェクトに関連して、関連会社について履行保証を連帯保証形式で差し入れています。

(注6) 上記以外に、貸借対照表に関する注記「3. 保証債務」に記載しています北米におけるLNGプロジェクトに関連して、子会社について履行保証を差し入れています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,656.69円
1株当たり当期純利益	178.21円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	177.81円

重要な後発事象に関する注記

平成27年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式を取得することを、以下のとおり決議しました。

取得の内容

1. 取得する株式の種類：当社普通株式
2. 取得する株式の総数：4,500万株を上限とする
   （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.8%）
3. 株式の取得価額の総額：1,000億円を上限とする
4. 取得する期間：平成27年5月11日～平成27年8月31日